第３期
八百津町地域福祉（活動）計画

平成２６年３月
八百津町
八百津町社会福祉協議会

目　次

第１章　計画策定にあたって ・・・・・・・・・・ **1**
1　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・ 1
2　計画の位置づけと計画期間 ・・・・・・・・・・ 2
3　計画の策定方法 ・・・・・・・・・・ 4

第２章　八百津町の現状 ・・・・・・・・・・ **5**
1　統計調査からみる八百津町の現状 ・・・・・・・・・・ 5
2　八百津町の福祉の動向 ・・・・・・・・・・ 13
3　八百津町の地域活動等の動向 ・・・・・・・・・・ 16
4　アンケート調査からみる八百津町の現状 ・・・・・・・・・・ 18
5　現状を踏まえた評価・課題 ・・・・・・・・・・ 30

第３章　計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・ **31**
1　基本理念 ・・・・・・・・・・ 31
2　基本目標 ・・・・・・・・・・ 32
3　施策の体系 ・・・・・・・・・・ 33

第４章　施策の展開 ・・・・・・・・・・ **34**
1　住民主体の福祉のまちづくり ・・・・・・・・・・ 34
2　利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり ・・・・・・・・・・ 43
3　地域福祉推進のための体制づくり ・・・・・・・・・・ 51
4　地域で安心して暮らせるまちづくり ・・・・・・・・・・ 59

第５章　重点取り組み ・・・・・・・・・・ **63**
1　相談窓口の一元化 ・・・・・・・・・・ 63
2　移動支援の充実 ・・・・・・・・・・ 64

第６章　計画の推進 ・・・・・・・・・・ **65**
1　計画の普及・啓発 ・・・・・・・・・・ 65

参考資料 ・・・・・・・・・・ **66**

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

近年、人口構造の変化により少子高齢化はさらに進行し、平成 22 年国勢調査においては、わが国の総人口に占める 65 歳以上人口の割合が 23%に達しています。また、世帯人員については、ひとり暮らし世帯が最も多く、すべての世帯（施設等を除く）の３割以上を占め、４人以上の世帯は減少し、３人以下の世帯が増加しています。

このような家族、世帯の変化の中で、孤独死や、公的な記録が残っているにもかかわらず、その高齢者の所在がわからないなどといった、高齢者に関わる様々な課題が社会的に注目されました。また、地域の人間関係や家族関係の希薄化などから社会の中で孤立して生きる人が増加している中、「無縁社会」という言葉が生まれました。さらに、長引く経済不況に伴う離職者問題、あるいは問題を独りで抱え込み、自らの命を絶つ自殺者の増加など、町民の暮らしをめぐる社会経済環境は大きく変化しています。

東日本大震災においては、災害時などの緊急時での見守りや助け合いの重要性が再認識されました。誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築いていくことが重要です。そこには地域住民が助け合いの意識を高め、互いの顔が見え、互いに声をかけ合うことができる“地域の絆づくり”が大切です。

こうした第２期計画策定以降の社会情勢等の変化や、八百津町（以下、「本町」という）における地域福祉を取巻く現状等を踏まえ、第３期八百津町地域福祉（活動）計画を策定します。

地域福祉とは・・・・

近年、ひきこもりや子育てに悩む母親の孤立、高齢者などの孤独死、児童や高齢者に対する虐待や、自殺者の増加等が新たな社会問題となっています。こうした複雑かつ多様な問題は、行政による支援だけではなかなか解決できません。また、地域で暮らす住民の中には、小さな不安を抱き、ちょっとした支援を求めている人もいます。問題の大小にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、住民が地域における関わりを深め、支援を必要とする人を、地域の中で支えていくことが求められます。地域の問題を、地域で把握し、地域で主体的に解決を図るという考えを基本に、行政による支援や民間事業者を含めた支援をあわせた重層的な協働の取り組みが地域福祉です。

2　計画の位置づけと計画期間

（1）関連法令

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。同条で求められる

①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

や昨今の社会情勢を踏まえ必要な事項（要援護者情報の把握・共有及び安否確認、高齢者等の孤立防止や所在不明問題を踏まえた対応等）を加えて、地域福祉を推進するための基本理念及び指針を定めるものです。

（2）関連計画

本計画は八百津町総合計画を上位計画とし、高齢者、障がいのある人、児童などを対象ごとに分野別の計画である「老人福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」、「障がい者福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」、「健康増進計画」を内含し、地域福祉の視点から総合化したもので、対象者や分野に関わりなく、福祉の視点から町民の生活支援をめざす基本計画です。さらに、防災、交通、教育、消費生活などの他計画と連携することで、個別施策を実現していきます。

図　地域福祉計画の位置づけ

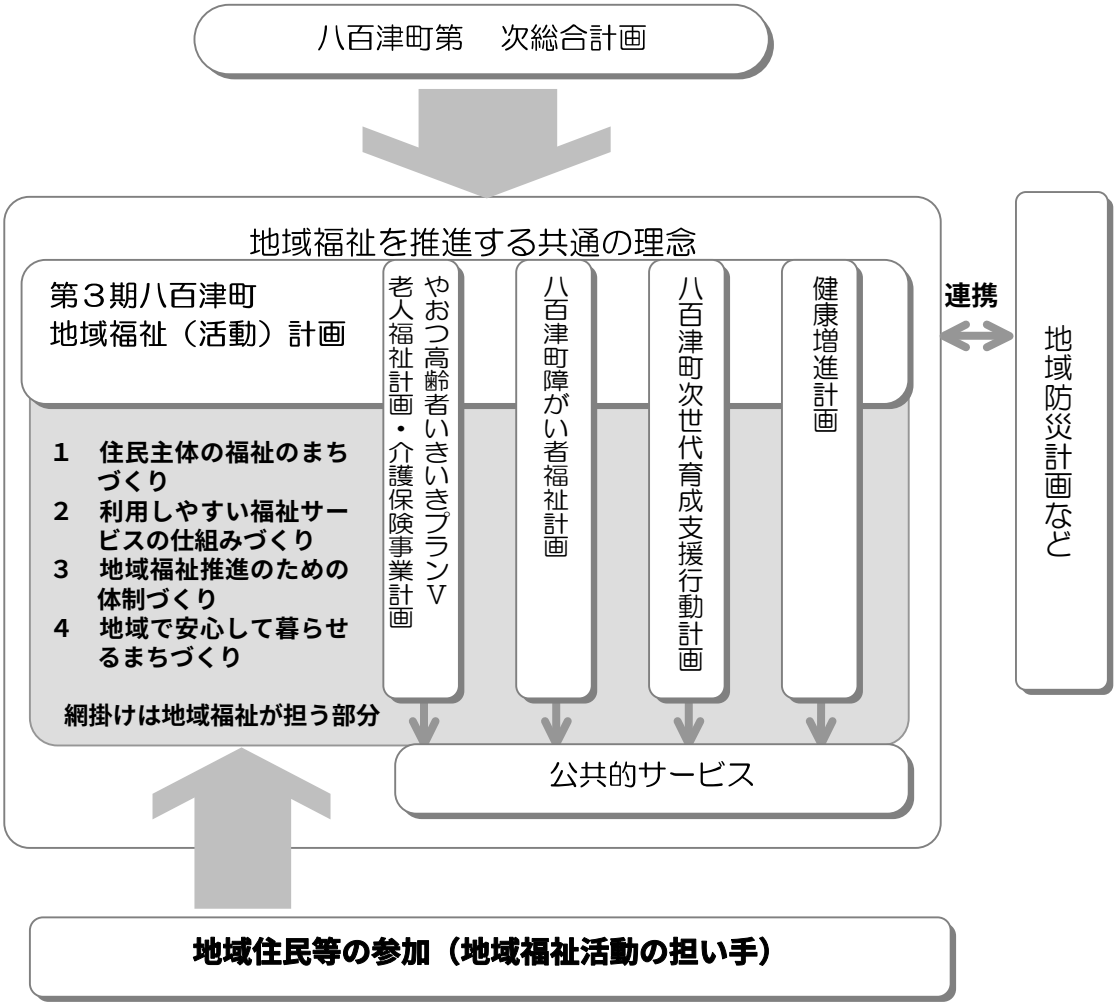

（３）計画期間

本計画の計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの５年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や関連計画との整合を考慮して、必要に応じ内容の見直しを行います。

地域福祉（活動）計画の計画期間

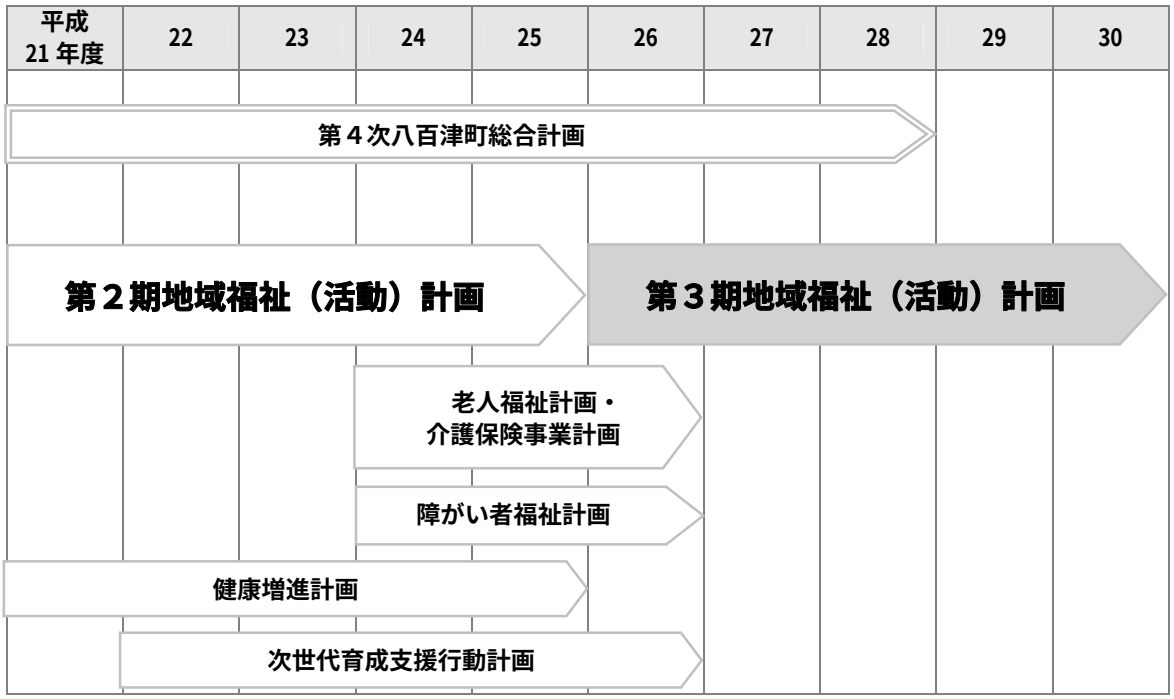

３　計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、民生委員・児童委員、障がい者団体の代表者、福祉施設の代表者等で構成する八百津町保健福祉推進協議会にて、意見をいただきました。

また、町民の意見を幅広く伺うため、20 歳以上の町民 1,000 人を対象としたアンケート調査や町内６地区での地区懇談会、パブリックコメントを実施しました。

第２章　八百津町の現状

１　統計調査からみる八百津町の現状

（１）　年齢区分別人口の推移

平成 24 年の本町の総人口は 11,987 人で、年々減少しています。

年齢別人口で見ると、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。一方で、65 歳以上の老年人口は年々増加しており、平成 24 年 9 月 30 日現在では、3,976 人となっています。

年齢区分別人口の推移

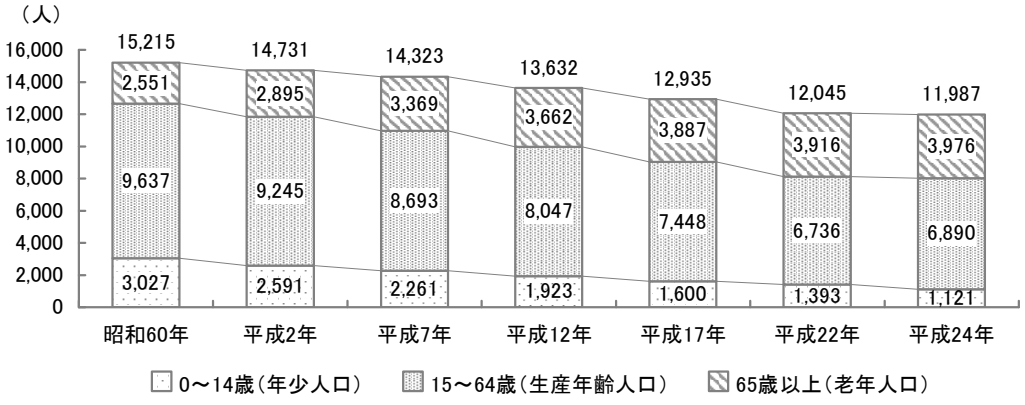

資料：昭和 60 年～平成 22 年は国勢調査、平成 24 年は住民基本台帳（9 月 30 日）

（２）　年少人口率・生産年齢人口率・高齢化率の推移

昭和 60 年から平成 24 年までの年齢区分別の人口率の推移をみると、平成 24 年における年少人口率は 9.4%、生産年齢人口は 57.5%と年々減少しているものの、高齢化率は急速に伸びており、平成 24 年には 33.2%と、３人に１人以上が高齢者となっています。

年齢区分別の人口率の推移

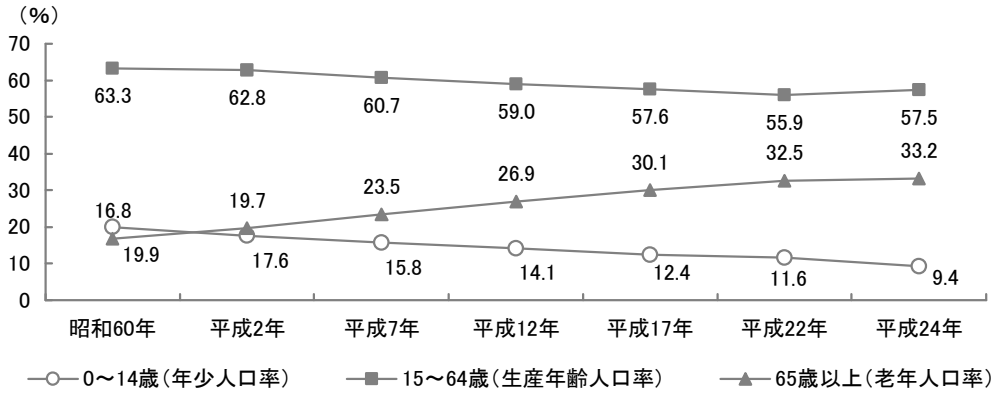

資料：昭和 60 年～平成 22 年は国勢調査、24 年は住民基本台帳（9 月 30 日）

（3）　各地区の人口

人口規模で最も大きいのは八百津地区で 4,086 人となっています。一方、一番小さいのが福地地区で 394 人、また、潮南地区も 503 人と小さい地区であり、八百津地区との差は 3,500 人程度となっています。

各地区の将来推計人口をみると、久田見地区では平成 33 年から、潮南地区では平成 31 年から高齢化率が 50.0%を超えることが予想されます。

各地区の人口

地区名	区分	年齢区分			総数
		0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	
八百津	人口（人）	391	2,109	1,586	4,086
	割合（%）	9.6	51.6	38.8	100
伊岐津志	人口（人）	284	1,213	585	2,082
	割合（%）	13.6	58.3	28.1	100
和知	人口（人）	430	2,185	997	3,612
	割合（%）	11.9	60.5	27.6	100
久田見	人口（人）	102	659	542	1,303
	割合（%）	7.8	50.6	41.6	100
福地	人口（人）	24	207	163	394
	割合（%）	6.1	52.5	41.4	100
潮南	人口（人）	26	263	214	503
	割合（%）	5.2	52.3	42.5	100

資料：住民基本台帳（平成 25 年 9 月 30 日現在）

八百津町（全体）の将来推計人口

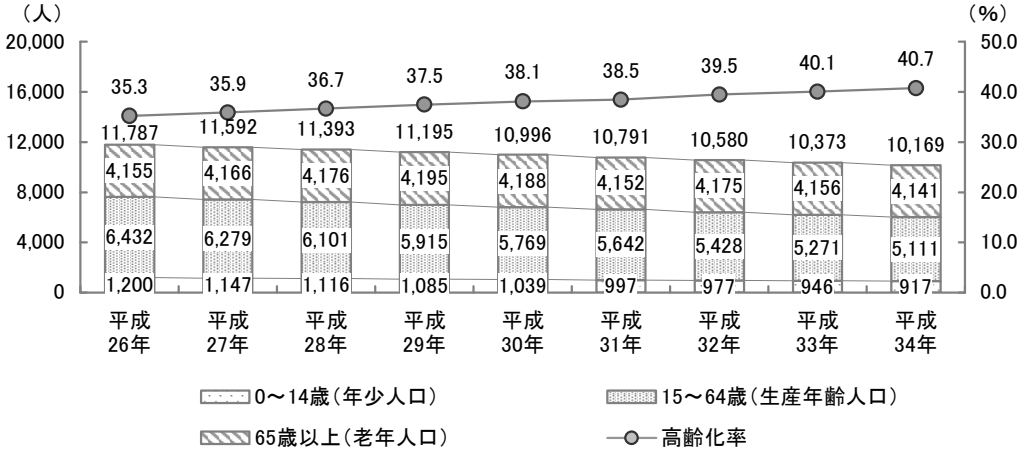

資料：平成 21 年～25 年の実績人口（住民基本台帳による）を基に推計

八百津地区の将来推計人口

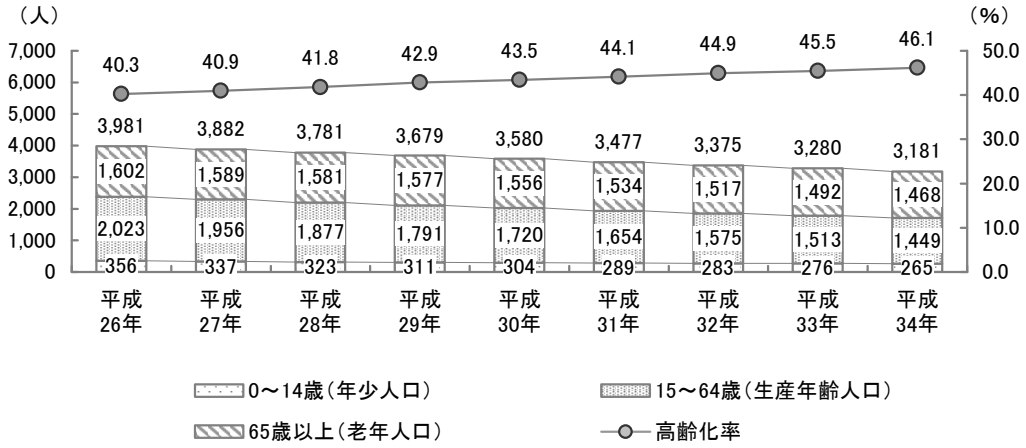

資料：住民基本台帳

伊岐津志地区の将来推計人口

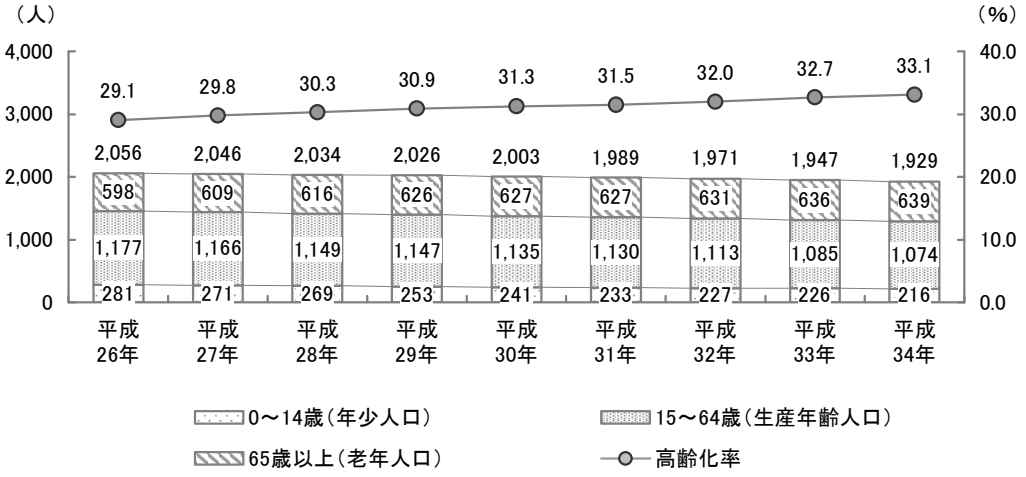

資料：住民基本台帳

和知地区の将来推計人口

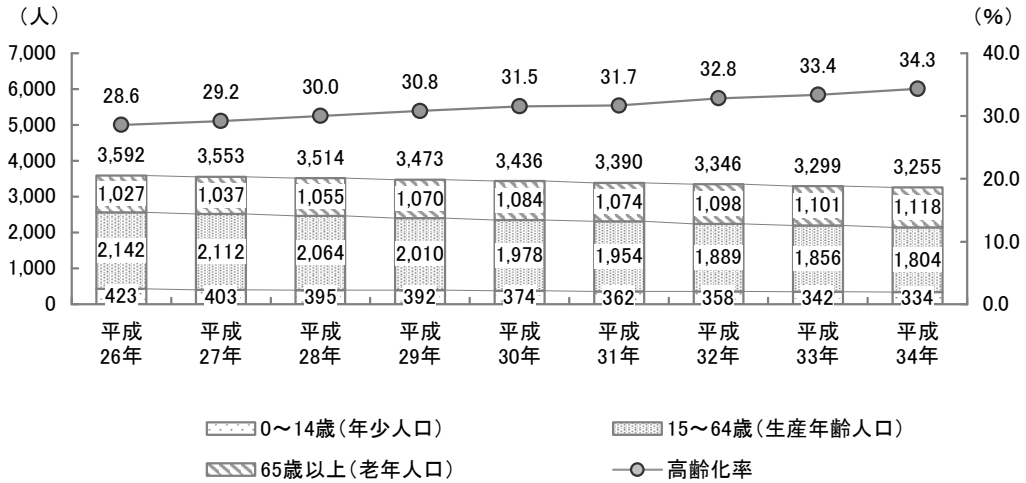

資料：住民基本台帳

久田見地区の将来推計人口

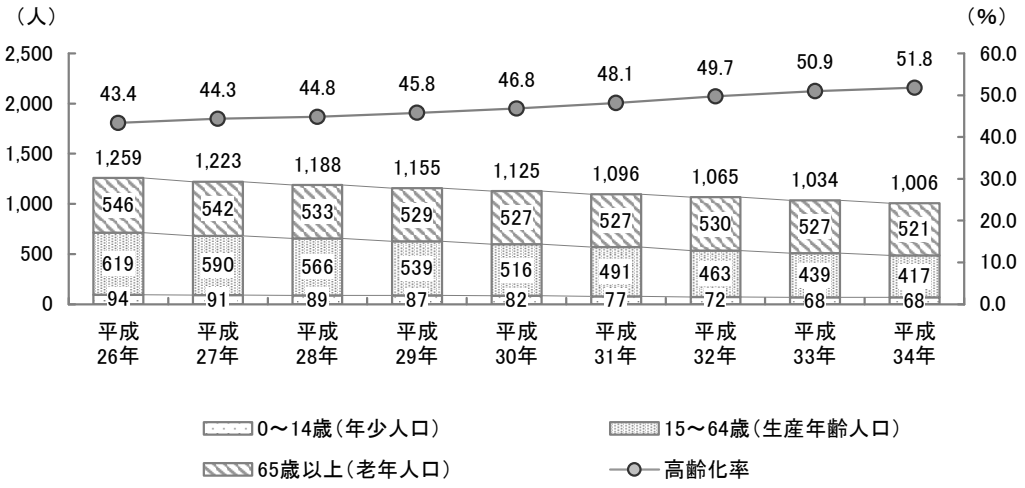

資料：住民基本台帳

福地地区の将来推計人口

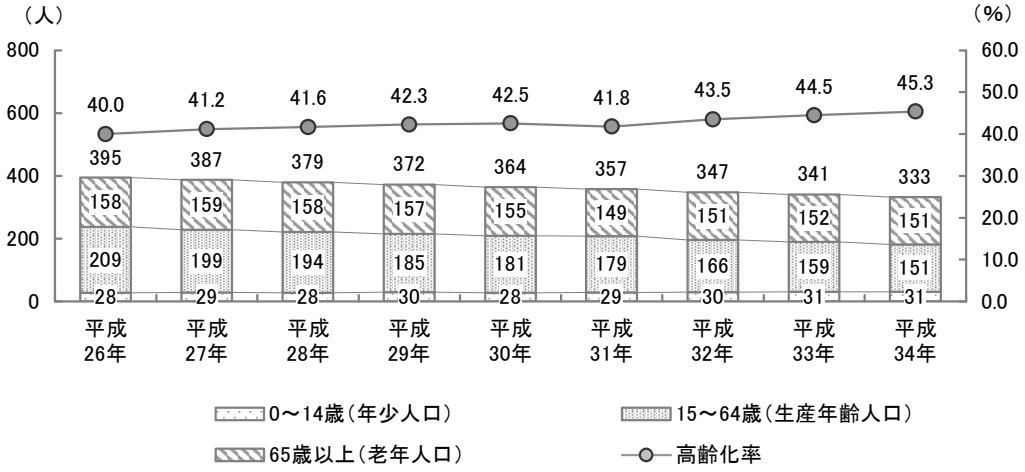

資料：住民基本台帳

潮南地区の将来推計人口

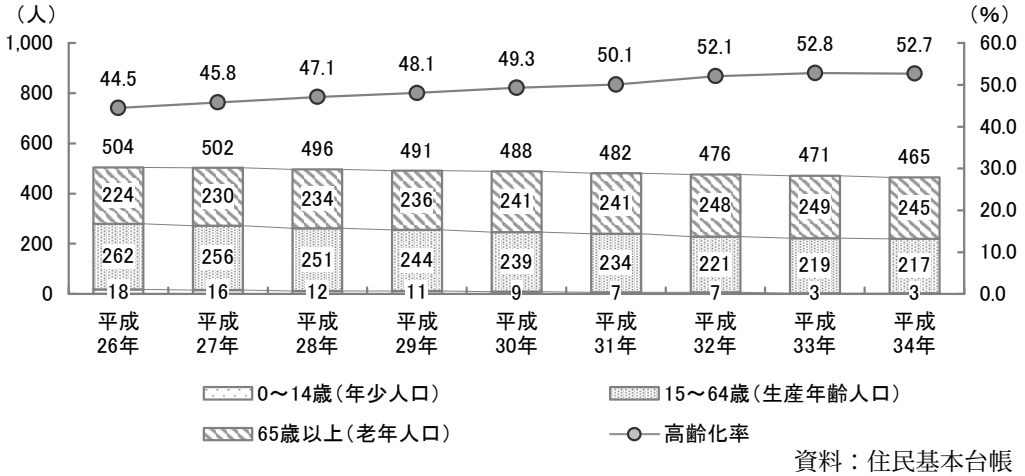

資料：住民基本台帳

（4）人口動態

平成 21 年以降の人口動態の推移をみると、自然動態では死亡が出生を上回り、社会動態では転出が転入を上回っています。

人口動態

単位：人

	現在人口	自然動態			社会動態			人口増減	人口増加率	前年人口
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減			
平成 21 年	12,281	55	179	△124	303	364	△61	△185	△1.48	12,466
平成 22 年	12,049	65	169	△104	283	362	△79	△183	△1.49	12,281
平成 23 年	11,828	58	166	△108	219	328	△109	△217	△1.80	12,049
平成 24 年	11,668	71	190	△119	277	318	△41	△160	△1.35	11,828

資料：県統計課「県人口動態統計調査」（各年 10 月 1 日）

（5）世帯の動向

①　一般世帯と一世帯あたりの平均世帯人員

一般世帯数は、ほぼ横ばいで推移しており、平成 22 年では 3,989 世帯となっています。一方で、一世帯あたりの平均世帯人員数は年々減少しており、このことは、育児や介護など、家庭内でまかなえる力の低下につながっているといえます。

一般世帯数と一世帯あたりの平均世帯人員

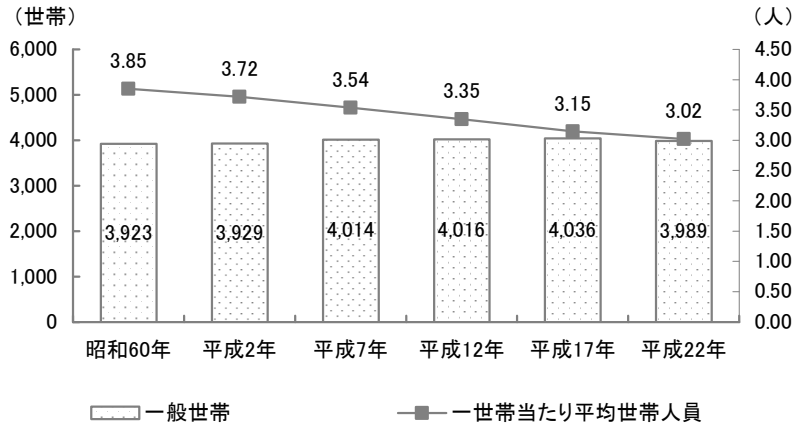

資料：国勢調査

②　子どものいる世帯

「６歳未満の子どものいる世帯」「18 歳未満の子どものいる世帯」ともに、年々減少しており、ここからも少子化の進展がうかがえます。平成 22 年の子どものいる世帯は、昭和 60 年と比較すると、約半数となっています。

子どものいる世帯

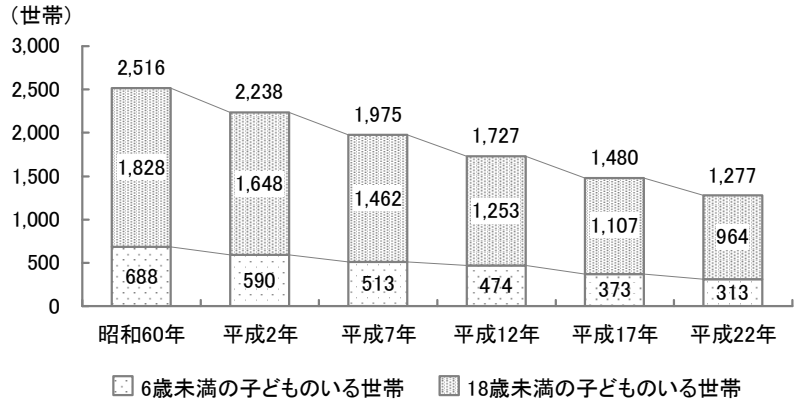

資料：国勢調査

③　高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成 22 年では 2,482 世帯となっています。

平成７年以降、「その他の高齢者世帯」は減少してきているものの、「ひとり暮らし世帯」や「高齢者夫婦世帯」は増加しており、高齢者のいる世帯の小規模化が進んでいます。

高齢者のいる世帯

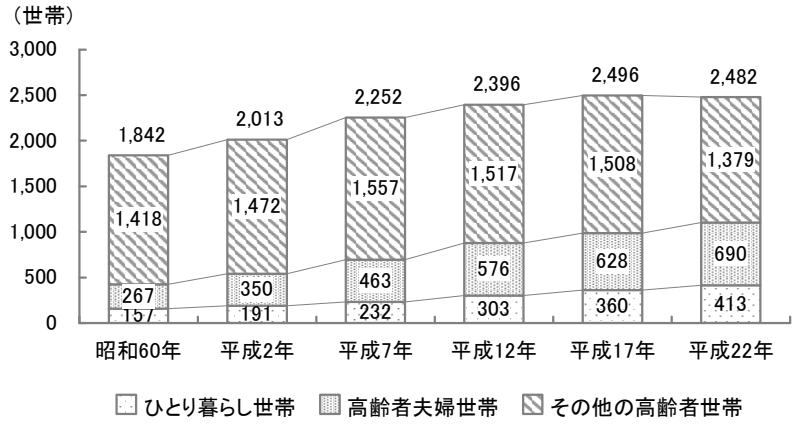

資料：国勢調査

（６）就業の動向

①　労働力状態別人口の推移

労働力状態別人口の推移をみると、平成 22 年の「労働力総数」は 6,020 人と年々減少しています。一方で「完全失業者数」は増加傾向がみられ、平成 24 年の「完全失業率」は 5.01%と、20 人に 1 人は完全失業者となっています。

労働力状態別人口の推移

区分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
15 歳以上総数（人）	12,188	12,140	12,062	11,709	11,335	10,652
労働力総数（人）	8,002	7,594	7,381	6,935	6,584	6,020
就業者数（人）	7,879	7,443	7,169	6,683	6,358	5,718
完全失業者数（人）	123	151	212	252	226	302
完全失業率（%）	1.54	1.99	2.87	3.63	3.43	5.01
非労働力（人）	4,181	4,544	4,680	4,771	4,736	4,619

資料：国勢調査

②　産業別就業人口割合の推移

産業別就業人口割合の推移をみると、「第 1 次産業」と「第 2 次産業」は年々減少し、反対に「第 3 次産業」が年々増加しており、平成 22 年には 53.6%と、半数以上にのぼります。

産業別就業人口割合の推移

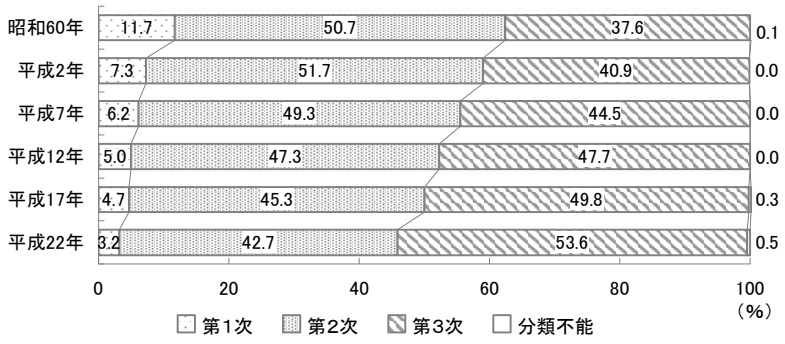

資料：国勢調査

2　八百津町の福祉の動向

（1）社会福祉施設の配置状況

町内の平成25年４月１日における社会福祉施設の配置状況は以下のようになっています。

町内社会福祉施設の配置状況

区分		八百津町					
		八百津	伊岐津志	和知	久田見	福地	潮南
高齢者関係	養護老人ホーム	1					
	特別養護老人ホーム	1					
	通所介護事業所（老人デイサービスセンター）	3	1		1		
	地域包括支援センター	1					
	指定事業者（短期入所）	1					
障がい者関係	障がい福祉施設	2					2
	児童発達支援事業施設	1					
児童関係	子育て支援センター	1					
	保育園	1	1	1	1		1
	小学校	1	1	1	1		1
	中学校			1	1		
その他	保健センター	1					
	福祉センター	1					

資料：八百津町

（2）保育園の在園児数

平成 25 年４月１日現在の保育園の在園児数をみると、定員 330 人に対して 234 人となっています。そのうち、3 歳未満児が 34 人となっています。

保育園の在園児数

単位：人

保育園名	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
八百津保育園	90	0	1	9	22	19	27	78
錦津保育園	80	0	2	8	16	15	15	56
久田見保育園	40	0	2	2	3	6	2	15
潮南保育園	30	0	0	0	0	1	1	2
和知保育園	90	0	6	4	26	20	26	82
管外						1		1
小計	330	0	11	23	67	62	71	234

資料：八百津町

（３）小学校の在校生数

平成 25 年 5 月 1 日現在の小学校の児童数をみると、全体で 555 人となっています。学年別でみると 2 年生の 61 人を除いて、各学年 100 人前後となっています。

小学校の在校生数

単位：人

小学校名	１年生			２年生			３年生			４年生		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
八百津小学校	13	16	29	4	10	14	18	17	35	11	14	25
和知小学校	22	13	35	18	7	25	16	17	33	19	20	39
錦津小学校	7	14	21	6	7	13	12	11	23	18	7	25
久田見小学校	4	3	7	5	3	8	7	4	11	5	9	14
潮見小学校	2	1	3	0	1	1	1	0	1	2	0	2
小学校在校生（計）	48	47	95	33	28	61	54	49	103	55	50	105

小学校名	５年生			６年生			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
八百津小学校	21	9	30	12	16	28	79	82	161
和知小学校	16	19	35	15	11	26	106	87	193
錦津小学校	11	14	25	10	18	28	64	71	135
久田見小学校	2	5	7	4	3	7	27	27	54
潮見小学校	1	1	2	1	2	3	7	5	12
小学校在校生（計）	51	48	99	42	50	92	283	272	555

資料：八百津町

（４）中学校の在校生数

平成 25 年 5 月 1 日現在の中学校の生徒数をみると、全体で 331 人となっています。学年別でみると 1 年生で 95 人、2 年生で 122 人、3 年生で 114 人となっています。

中学校の在校生数

単位：人

中学校名	１年生			２年生			３年生			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
八百津中学校	41	42	83	49	60	109	54	43	97	144	145	289
八百津東部中学校	10	2	12	6	7	13	8	9	17	24	18	42
中学校在校生（計）	51	44	95	55	67	122	62	52	114	168	163	331

資料：八百津町

（５）支援を必要とする人の動向

要支援・要介護認定者数では、平成 24 年度で 667 人となっています。そのなかで、要介護 1 は 129 人、要介護 2 は 115 人と軽度の認定者数が多くなっています。

要介護認定者数

区分			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
要介護認定者数（人）			449	485	536	564	667
要介護認定区分	要支援者（人）	1	79	85	81	86	95
		2	53	60	73	63	80
		計	132	145	154	149	175
	要介護者（人）	1	51	52	78	83	129
		2	79	79	91	111	115
		3	82	96	88	88	97
		4	71	75	91	90	97
		5	34	38	34	43	54
		計	317	340	382	415	492

資料：八百津町

障がい児・者数は増加傾向にあり、平成 25 年では、身体障がい者は 649 人、知的障がい者は 119 人、精神障がい者は 73 人、障がい児は 28 人となっています。

障がい児・者数の推移

区分			平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
障がい児・者（人）			790	817	812	845	870	869
	障がい者（人）		764	795	786	822	839	841
		身体障がい者（人）	618	641	634	655	650	649
		知的障がい者（人）	93	95	93	101	115	119
		精神障がい者（人）	53	59	59	66	74	73
障がい児（人）			26	22	26	23	31	28

資料：八百津町

3　八百津町の地域活動等の動向

（1）地域の各種団体数等

①　地域の福祉活動を担う役員等

地域の福祉活動を担う役員等

区分	八百津町					
	八百津	伊岐津志	和知	久田見	福地	潮南
民生委員・児童委員（人）	10	3	6	5	2	2
主任児童委員（人）			1	1		
福祉協力員（人）	31	5	17	15	6	5
福祉活動推進員（人）	31	5	17	15	6	5
身体障がい者相談員（人）	2	2	2	1	1	
知的障がい者相談員（人）			1			

資料：八百津町

②　地域の福祉活動団体等

町内のボランティア団体・ＮＰＯ団体数

区分	八百津町						
	八百津	伊岐津志	和知	久田見	福地	潮南	計
ボランティア団体	5	2	2	1	0	0	26
NPO法人	2	0	0	0	0	0	2

※ボランティア団体のうち 16 団体は、地区を限定せずに活動に取り組んでいます。

資料：八百津町

（２）町社会福祉協議会の地域福祉関係事業

町社会福祉協議会が行っている地域福祉関係事業等

八百津町社会福祉協議会業務一覧	
地域福祉活動の推進	小地域福祉活動の推進、地域福祉懇談会の開催
	民生委員・児童委員との連携、福祉協力員活動の強化、福祉推進員との連携
ボランティア活動の推進	ボランティア活動者の発掘、活動支援、活動の普及、啓発
	ボランティア講座の開催
	地域ボランティア活動の推進　など
在宅福祉の推進	介護者教室（町委託事業）
	介護者のつどい（町委託事業）
	ふれあいいきいきサロン活動
	児童によるお便り激励事業
	男の料理教室
	日常生活自立支援事業
介護保険等事業	訪問介護事業、訪問入浴介護事業、居宅介護支援事業　など
高齢者福祉	ひとり暮らし高齢者のつどい（共同募金配分金事業）
	ふれあい型配食サービス事業
	軽度生活援助事業（町委託事業）
	福祉用具貸与事業（介護用ベッド、車いす、エアーマット、松葉杖）
	歳末食事サービス事業（共同募金配分金事業）
	歳末お便り激励事業（共同募金配分金事業）
	寝たきりの高齢者に対する布団乾燥サービス事業（共同募金配分金事業）
児童福祉	育児用品等購入費助成事業（共同募金配分金事業）
	福祉協力園・校の指定と助成
	おもちゃ病院の開設
	学童保育の運営支援
	産前・産後ヘルパー派遣事業
障がい者福祉	障がい者在宅生活自立支援事業
	重度心身障がい者タクシー利用料金助成事業
	重度身体障がい者通院費用助成事業
	視覚障がい者音訳サービス事業（町広報等）
	車いす搭載軽自動車（きぼう）の貸出し
母子･父子福祉	仲良し親子のつどい（母子・父子家庭親子のつどい）
	新入学児童・生徒の激励
被災者福祉	災害被災者支援活動
	災害見舞金の支給
資金の貸付制度･相談	生活福祉資金貸付制度
	生活一時資金貸付制度
	心配ごと相談
	無料法律相談
情報提供	町社協広報紙「やおつ福祉だより」を年４回発行（共同募金配分金事業）
	社会福祉大会・福祉映画会の開催・ケーブルテレビなどを使っての広報

資料：八百津町

4　アンケート調査からみる八百津町の現状

（1）町民の地域福祉の意識や地域活動の現状

①　地域とのかかわりや意識について

○近所付き合いの程度

「会うとあいさつを交わす程度のつきあいしかない」の割合が 59.3%と最も高く、次いで「悩みを相談したり、助け合える人がいる」の割合が 35.6%、「まったくつきあいはない」の割合が 3.7%となっています。地区別にみると、久田見地区、潮南地区で「悩みを相談したり、助け合える人がいる」の割合が高くなっています。

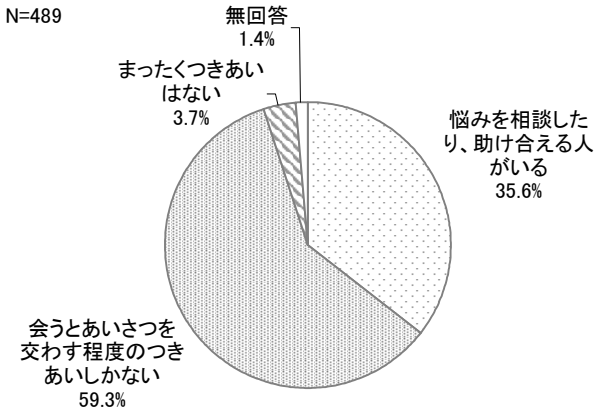

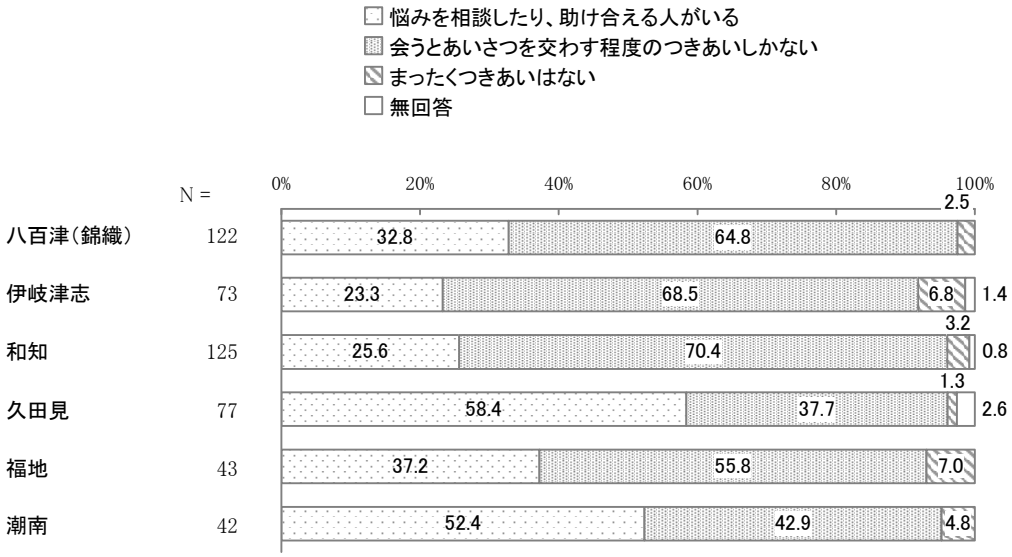

○地域活動への参加状況

「できるだけ優先して参加している」の割合が 36.8%と最も高く、次いで「自分の用事などを優先して都合がつけば参加している」の割合が 28.0%、「あまり積極的には参加していない」の割合が 17.0%となっています。

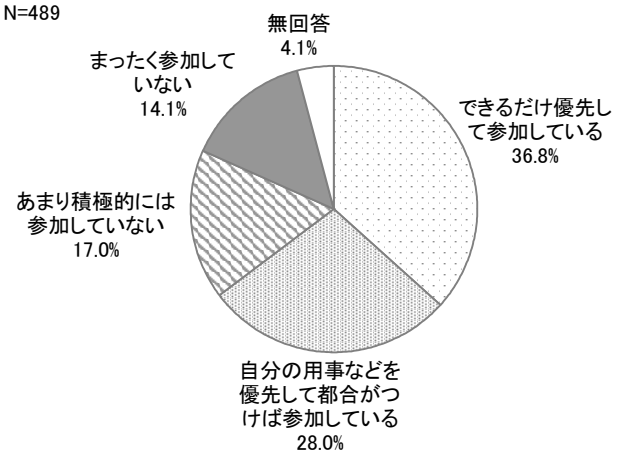

○地域活動の問題点

「若い人が出てこない」の割合が 30.0%と最も高く、次いで「なかなか人が集まらない」の割合が 27.4%、「活動がマンネリ化している」の割合が 24.3%となっています。

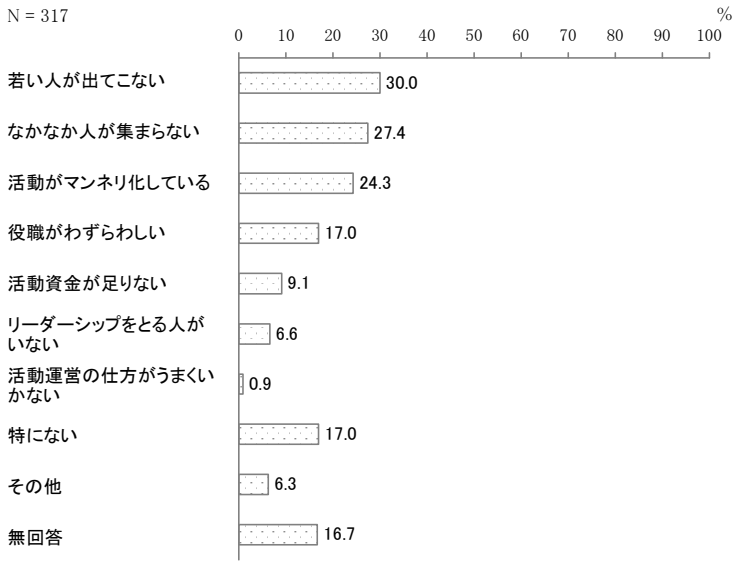

○地域活動の輪を広げるために必要なこと

「活動費の支援」の割合が 24.7%と最も高く、次いで「情報の提供・入手」の割合が 22.5%、「広報・回覧板などでの参加呼びかけ」の割合が 21.1%となっています。

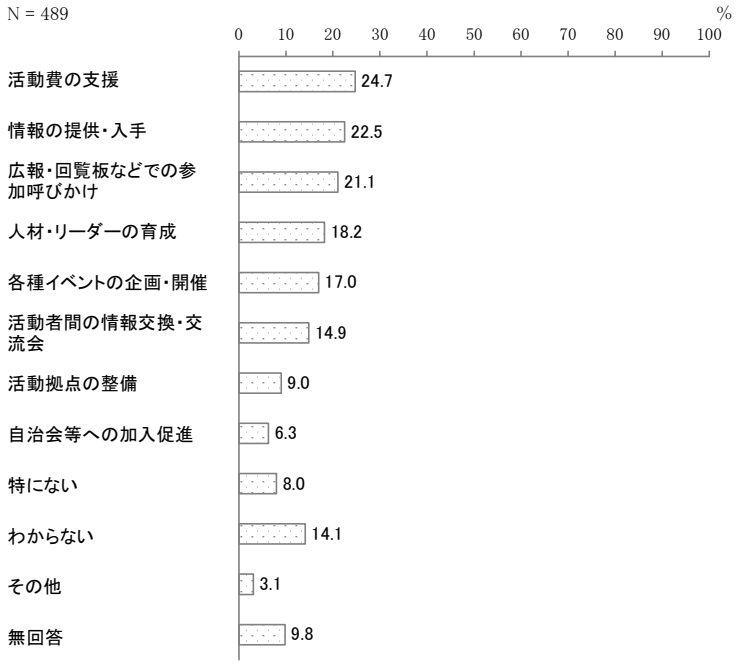

○「ふれあいいきいきサロン」について

「知っている」の割合が 59.1%と最も高く、次いで「知らない」の割合が 29.0%、「参加している（参加したことがある）」の割合が 7.2%となっています。

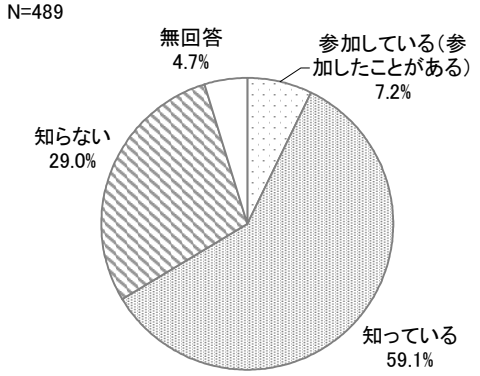

○「ふれあいいきいきサロン」参加に必要なこと

「会場（開催場所）までの送迎がある」の割合が 33.1%と最も高く、次いで「毎月定期的に開催されているサロン」の割合が 15.5%、「アトラクション等余興が豊富なサロン」の割合が 12.3%となっています。

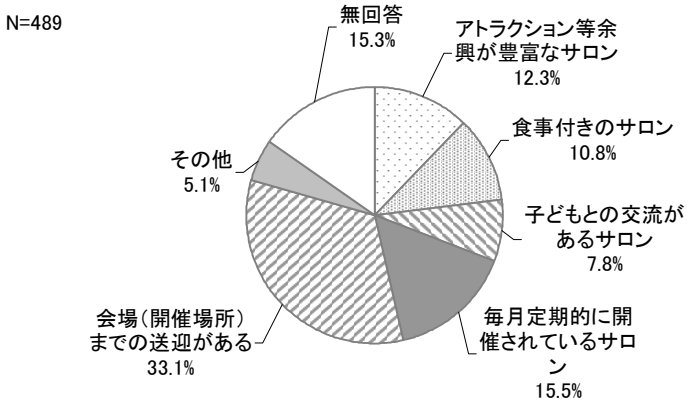

②　地域での助けあいについて

○助け合いに必要なこと

「声かけやあいさつ」の割合が 72.0%と最も高く、次いで「見守り・安否確認」の割合が 58.9%、「災害時の避難誘導・助け合い」の割合が 52.6%となっています。

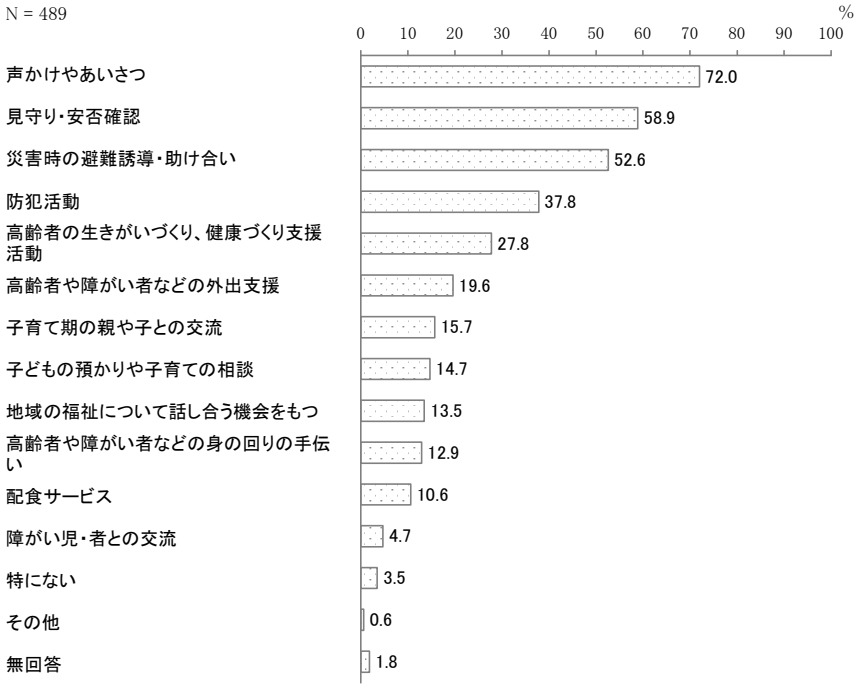

○自分でできること

「声かけやあいさつ」の割合が 75.3%と最も高く、次いで「見守り・安否確認」の割合が 42.5%、「災害時の避難誘導・助け合い」の割合が 32.7%と、助け合いに必要なことと同様の結果となっています。

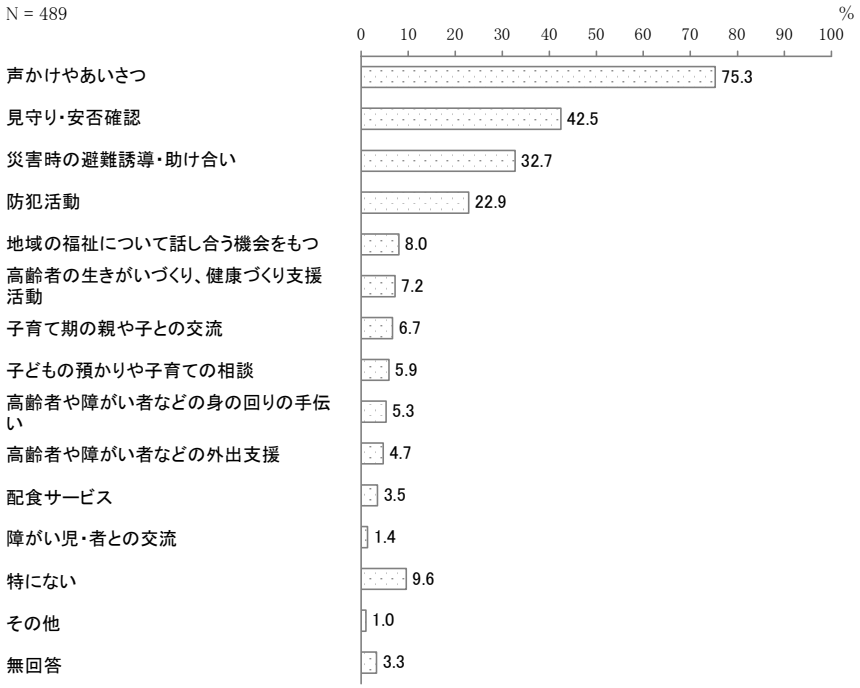

○災害時に備え地域で必要なこと

「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」の割合が 66.7%と最も高く、次いで「隣近所での避難場所や避難方法を話し合って、決めておく」の割合が 56.0%、「防災教育・訓練の実施」の割合が 40.1%となっています。

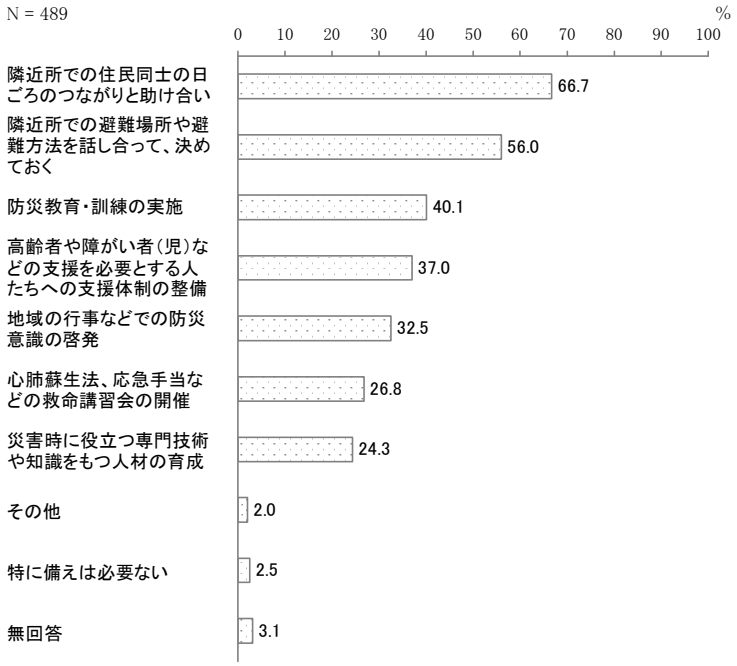

③　ボランティア活動について

○ボランティア活動への参加状況

「したことがない」の割合が 58.1%と最も高く、次いで「現在はしていないが、過去にしたことがある」の割合が 21.5%、「現在している」の割合が 18.4%となっています。年齢別にみると、20 歳代で「現在はしていないが、過去にしたことがある」の割合が高くなっています。

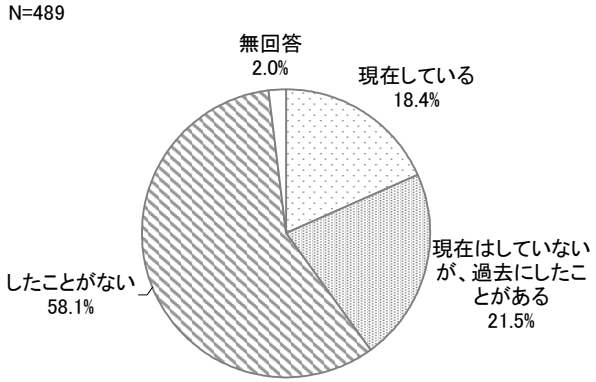

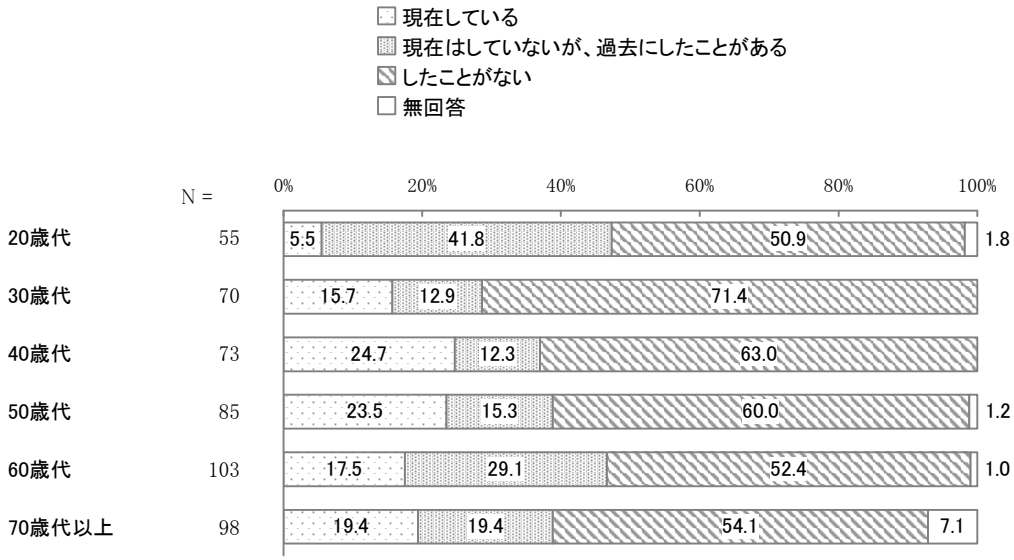

○ボランティア活動をしなくなった理由

「自分の都合に時間が合わないから」の割合が 30.5%と最も高く、次いで「体調を崩した、障がいをもった、高齢になったから」の割合が 22.9%、「仕事や育児、介護などで余裕がなくなったから」の割合が 21.0%となっています。

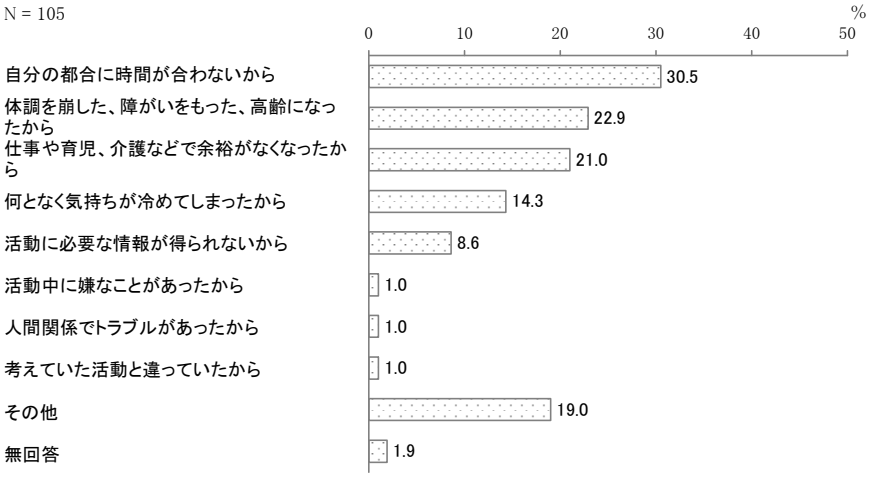

○ボランティア活動をしたことがない理由

「仕事や家事・育児などで忙しいから」の割合が 43.0%と最も高く、次いで「きっかけがないから」の割合が 42.6%、「身近に活動の場がないから」の割合が 22.2%となっています。

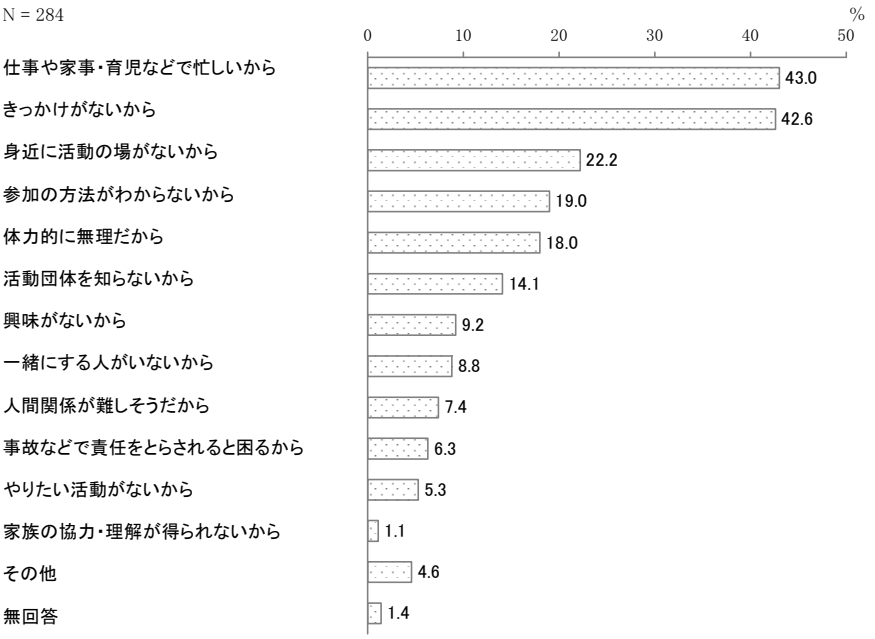

④　将来への不安について

○将来への不安の有無

「感じる」の割合が 67.3%、「感じない」の割合が 24.1%となっています。

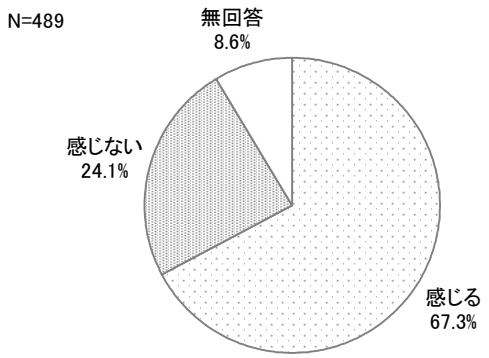

○不安の内容

「自分や配偶者の病気や体力の衰え」の割合が 46.8%と最も高く、次いで「生活費のこと」の割合が 39.2%、「独居や高齢者のみの世帯になること」の割合が 35.0%となっています。

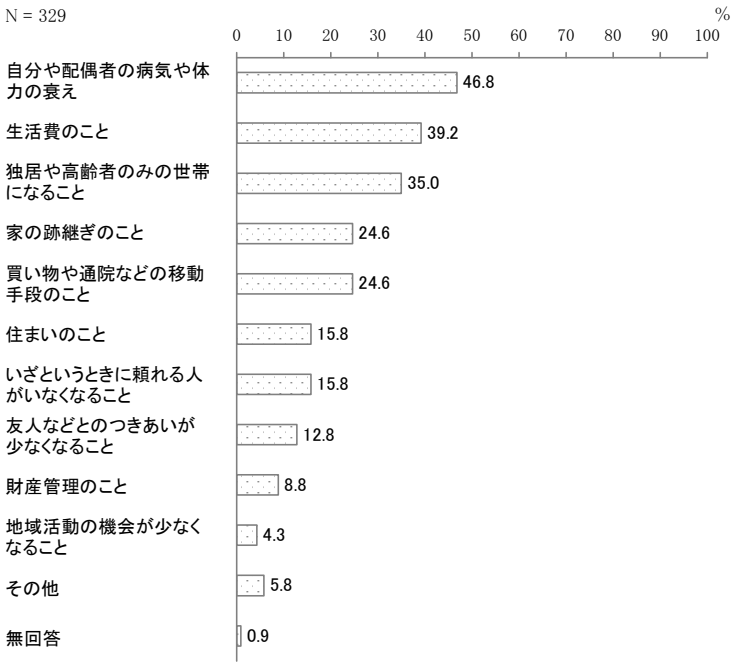

⑤　相談・情報について

○困りごとの相談相手

「家族・親戚」の割合が 78.1%と最も高く、次いで「近所の人・友人」の割合が 33.7%、「職場の人」の割合が 14.9%となっています。

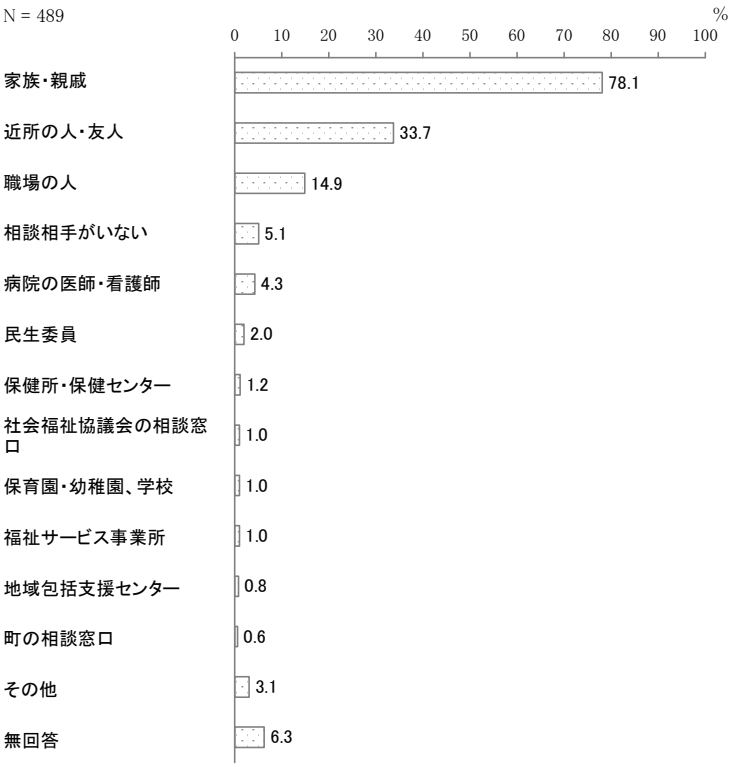

○福祉に関する情報の入手状況

「あまり入ってこない」の割合が 32.3%と最も高く、次いで「ある程度入ってきている」の割合が 28.8%、「ほとんど入ってこない」の割合が 20.0%となっています。

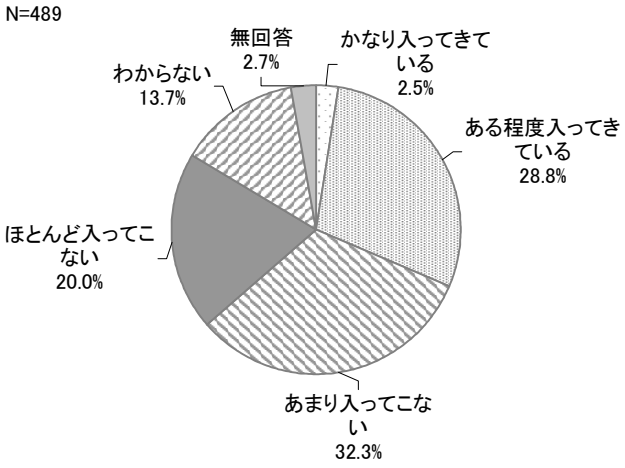

○福祉に関する情報の入手方法

「町の広報紙」の割合が 51.7%と最も高く、次いで「回覧板」の割合が 49.7%、「新聞・テレビ・雑誌」の割合が 38.0%となっています。

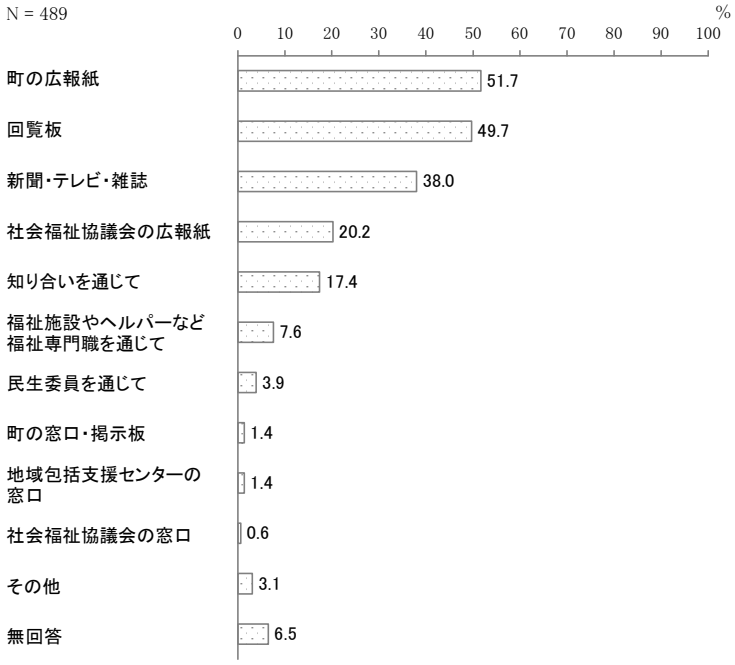

⑥　福祉サービスについて

○福祉サービスについて不満や不都合の有無

「福祉サービスを利用したことがない」の割合が 59.5%と最も高く、次いで「不都合や不満を感じたことはない」の割合が 25.6%、「不都合や不満を感じたことがある」の割合が 8.6%となっています。

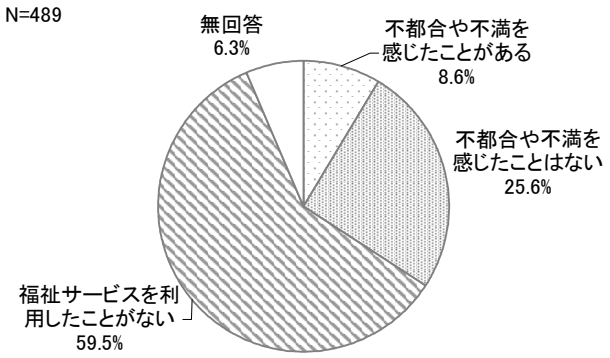

○不満や不都合の内容

「利用するサービスの量が制限された」の割合が 31.0%と最も高く、次いで「どこに申し込めばよいのかわからなかった」の割合が 26.2%、「利用手続きが煩雑だった」の割合が 26.2%となっています。

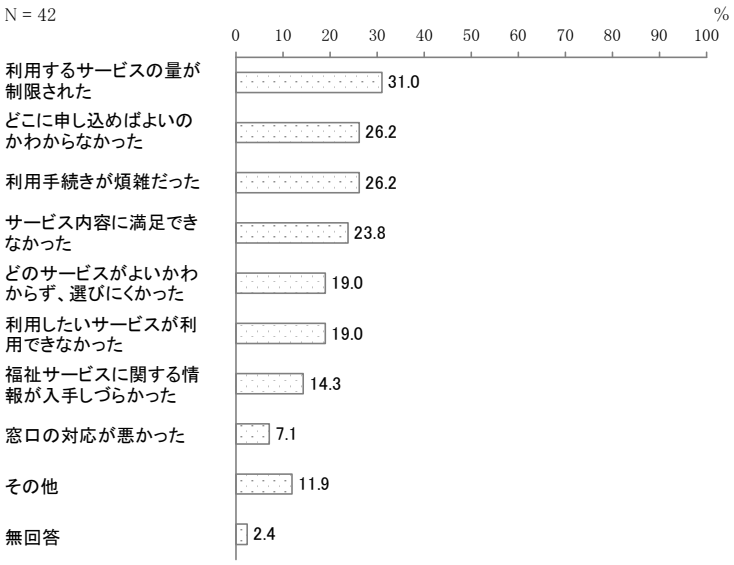

⑦　社会福祉協議会について

○今後特に充実してほしいもの

「高齢者への支援やサービスの提供」の割合が 39.3%と最も高く、次いで「住民の助け合い活動への支援」の割合が 24.3%、「ボランティア活動への参加促進と支援」の割合が 23.3%となっています。

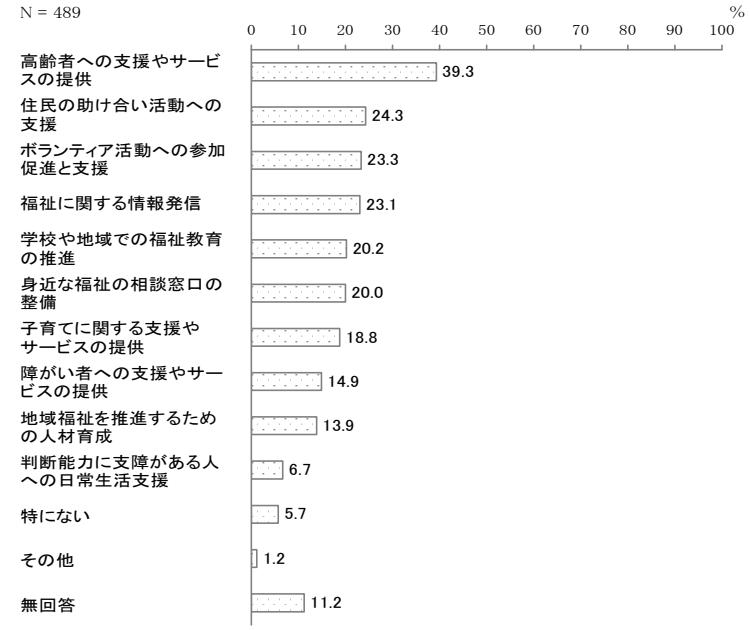

5　現状を踏まえた評価・課題

第２期計画の取り組みの実施状況やアンケート調査結果、地区懇談会からの意見を踏まえ第２期計画の課題を整理します。

（１）住民主体の福祉のまちづくり

本町では、福祉に関わる教育・啓発・広報活動を推進してきました。また、施設の訪問活動や疑似体験、交流会、ボランティア活動など、福祉学習を進めながら、子どもの福祉への理解や優しい気持ちや思いやりのこころを育むことができています。

引き続き、こうした啓発活動や福祉教育を進めていくことが大切です。

（２）ボランティア・ＮＰＯ活動の基盤づくり

ボランティア活動をしたことがない人は約６割となっており、その理由として「時間がない」「きっかけがない」という回答が多いことから、住民のライフスタイルに合わせた活動メニューの充実やボランティア情報の発信が求められます。また、今後定年退職等により、団塊の世代が地域と関わる機会が増える中、こうした人の活力が地域福祉の担い手として期待されます。そのため、地域活動をはじめ、ボランティア活動のさらなる活性化を図る必要があります。

（３）利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

町や社会福祉協議会では各相談窓口、広報やおつやホームページだけでなく、ＣＣネット等を利用し、福祉サービスの情報を発信するなど多様な手段で情報を届ける仕組みの充実を図っている一方、アンケート結果や地区懇談会の意見から町の取り組みがみえない、福祉サービスの利用方法がわからない、相談先がわからないなど、取り組みが十分に周知されていない現状がみてとれます。支援を必要とする人に対して、適切に情報が行き届き、適切に福祉サービスが利用できるよう、今後も、情報提供体制、相談体制の強化・充実を図っていく必要があります。

（４）地域福祉推進のための人・組織づくり

地域福祉推進には地域で福祉活動をけん引する担い手が必要です。地域では民生委員・児童委員の負担の増大や、自治体や老人クラブの高齢化が進んでおり、新たに地域福祉を担う若い世代を育成するために福祉の意識の醸成と活動参加を促進する情報提供などについて検討が必要です。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本計画は、本町に暮らすすべての人が、地域の中で障がいの有無や年齢に関係なく、その人らしい日常を送ることができ、生涯安心して暮らせるような地域社会を目指しています。第２期計画においても、同じ地域にともに暮らす人々を理解しあう中で、支えあいながらいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるような町を実現するために、「やさしい気持ち　おもいやりの気持ちで　つながるまち」を計画の基本理念として掲げ、各施策を展開してきました。

第２期計画の策定から５年を経た現在、地域福祉を取り巻く環境も大きく変化しています。この状況下において、地域の課題解決を図るにためには、第２期計画以上に地域の力が重要となり、住み慣れた地域で個人が尊重され、いきいきと暮らせるよう「やさしい気持ち　おもいやりの気持ちで　つながるまち」を進めるという第２期計画の基本理念を継承し、さらなる地域福祉の発展と充実をめざします。

計画の基本理念

２　基本目標

「やさしい気持ち　おもいやりの気持ちで　つながるまち」の実現をめざし、本計画の基本目標を次のように設定します。

基本目標１　住民主体の福祉のまちづくり

地域福祉を推進するためには、「支えあい」の意識を高めることが大切です。そのため、様々な機会を通じて地域福祉に関する啓発を行います。

また、子どもから高齢者まで幅広い世代での交流を通じ、地域で支えあう地域福祉の大切さを普及・啓発するとともに、地域での支えあい活動へのきっかけづくりを行います。

基本目標２　利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

多様化する生活課題に対応するため、関係機関の連携を強化し、身近でわかりやすい相談体制の整備を推進するとともに、今ある相談窓口等の周知を図ります。

また、子育て中の人、高齢者、障がいのある人、外国人など支援を必要とする人が、適切にサービスを利用できるよう、サービスの提供体制の充実に努めます。

基本目標３　地域福祉推進のための体制づくり

高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての町民が生きがいをもって社会参加し、地域において支えあう地域福祉のしくみを強化します。

また、地域における様々なニーズに対応するため、支援を必要とする人に対する見守り体制を強化するとともに、社会福祉協議会をはじめ、ボランティア・ＮＰＯ団体との連携を強化し、地域福祉の推進体制を強化します。

基本目標４　地域で安心して暮らせるまちづくり

地域で誰もが安心して暮らしていくため、互いに人格と個別を尊重しあい、思いやりを持って暮らすことができるよう、地域における防犯活動を推進します。

また、東日本大震災の発生により、今まで以上に防災に関する意識は高まっています。防災対策や、災害時や緊急時の地域における支援体制の強化を図ります。

3　施策の体系

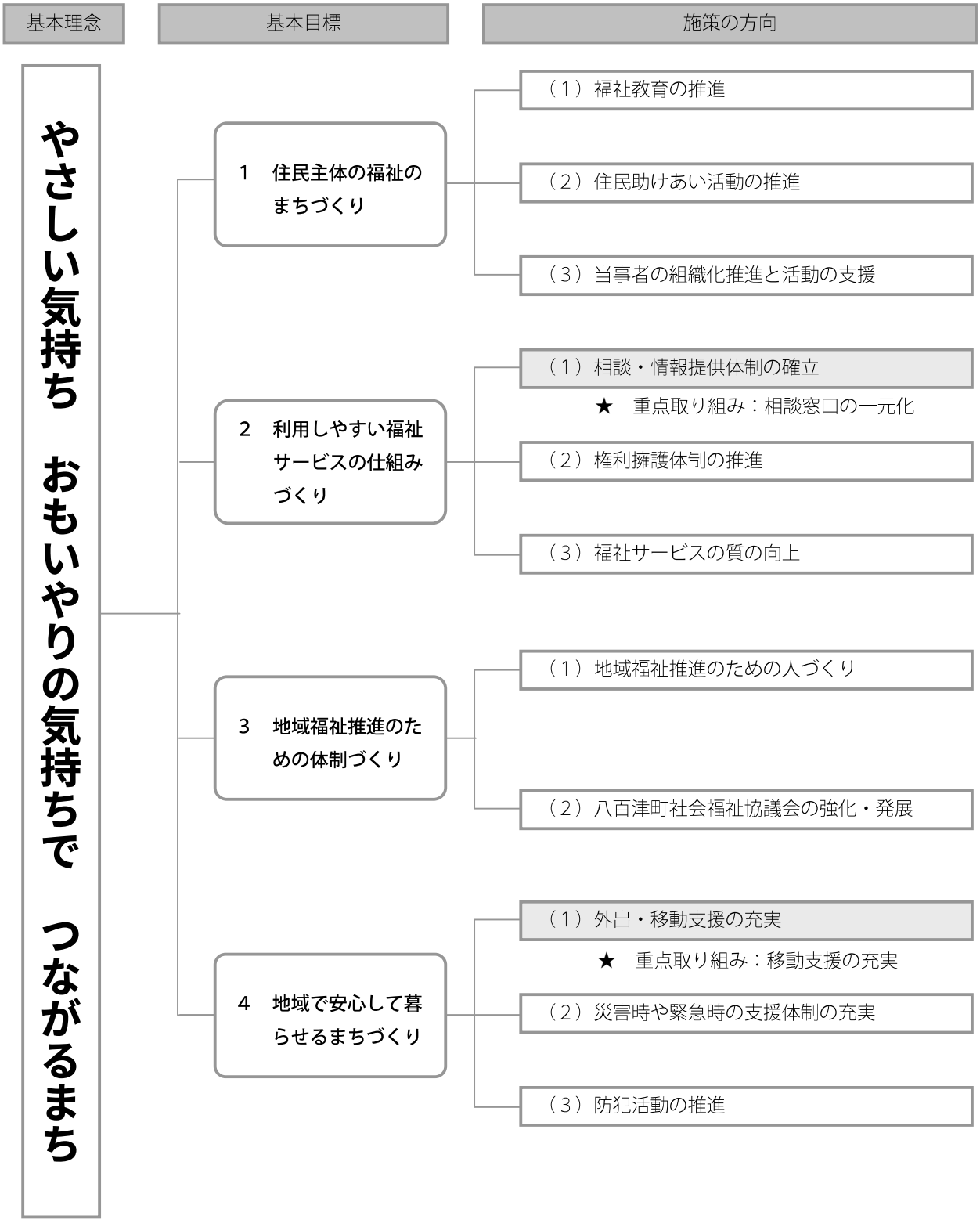
基本理念
基本目標
施策の方向
やさしい気持ち　おもいやりの気持ちで　つながるまち
1　住民主体の福祉のまちづくり
（1）福祉教育の推進
（2）住民助けあい活動の推進
（3）当事者の組織化推進と活動の支援
2　利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり
（1）相談・情報提供体制の確立
★　重点取り組み：相談窓口の一元化
（2）権利擁護体制の推進
（3）福祉サービスの質の向上
3　地域福祉推進のための体制づくり
（1）地域福祉推進のための人づくり
（2）八百津町社会福祉協議会の強化・発展
4　地域で安心して暮らせるまちづくり
（1）外出・移動支援の充実
★　重点取り組み：移動支援の充実
（2）災害時や緊急時の支援体制の充実
（3）防犯活動の推進

第４章　施策の展開

本章では、基本理念「やさしい気持ち　おもいやりの気持ちで　つながるまち」の実現に向け、基本目標ごとに施策の方向を定め、具体的な取り組みについて展開します。

地域福祉を推進するためには、住民、地域や行政の協働による推進が重要です。そのため、第４章では自助（住民自身の努力）・共助（地域住民や関係団体による助けあい）として「住民・地域の取り組み」、公助（町による公的サービスの提供）として「町の取り組み」を整理します。

１　住民主体の福祉のまちづくり

（１）福祉教育の推進

【現状と課題】

本町では「世界に発信する人権教育推進のまち」の精神のもと、地域ぐるみの福祉教育を実施しており、保育園児から高校生までさまざまな福祉教育が実施されています。しかしアンケート調査から、福祉教育の方法として必要なこととして、子どもと障がい者、高齢者との交流機会の創出と福祉教育の機会の増加と答える人が４割と高くなっており、地区懇談会においても、若者と高齢者を含む世代間の交流が少なくなっていることを懸念する声が多くあることから、さらなる福祉教育機会の充実、特に若い世帯と高齢者を中心とした他世代との交流機会の増加が必要とされています。

地区懇談会からの意見

- ○　福祉教育の充実が必要である。
- ○　高齢者、独居の方と子ども、若者との交流の機会が少ない。
- ○　子どもや高齢者が集う場所が家から歩いていけるところにあるとよい。

【取り組みの方向】

子どもから大人まで、福祉のこころを育むため、小中学校においては福祉学習や体験活動を推進、成人期から老年期においては、各世代間の交流を重点に推進します。

①子ども対象の福祉教育の推進

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
人権教育の推進	小・中・高校生を対象に学校での福祉教育を実施します。「人道プラン」に基づいた地域ぐるみの教育プログラムを展開します。	教育課 総務課
	人権意識を高める人権教育と啓発活動を福祉教育と併せて推進していくことで、あらゆる差別や偏見の撤廃をめざし、人権尊重のまちづくりを進めます。	教育課 総務課
福祉協力園･福祉協力校指定事業の推進	町内の保育園を「福祉協力園」に、小・中・高等学校を「福祉協力校」に指定し、福祉教育を推進します。	健康福祉課 社会福祉協議会
	各々の保育園や小・中・高等学校において、体験学習や独居高齢者宅への訪問、サマーボランティアスクールやワークキャンプ（夏休みなどを利用したボランティア活動への参加）、乳幼児保育体験などを実施します。	健康福祉課 教育課 社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　家庭や地域で、子どものころから福祉のこころを育みましょう。

○　福祉に関するイベントや講演会に参加しましょう。

○　福祉関連事業所等では、小中学校での福祉体験を積極的に受け入れましょう。

②大人対象の福祉教育の推進

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
福祉教室、ボランティア教室、出前教室の開催	住民の学習ニーズに応えるため、中央公民館を拠点として、生涯の各期に応じた各種の教室・学級等を開催するなど、「生涯学習」を推進します。町と町社協が協働しながら、「介護教室」をはじめとした福祉教育や「ボランティア教室」「出前教室」を開催します。	健康福祉課 教育課 社会福祉協議会
地区懇談会の開催	地域の福祉協力員や民生委員・児童委員などとの「懇談会」を開催し、福祉の情報を提供するなど、地域の福祉活動者に対する福祉教育を実施します。	健康福祉課 社会福祉協議会
	住民同士の助けあいの意識を培い、住民自治の理念を推進することを目的に、小地域での地区懇談会の定期的な開催を検討し、住民の福祉意識の高揚につなげます。	健康福祉課 社会福祉協議会
町行事等での福祉教育やＰＲ活動の推進	「社会福祉大会」や「町産業文化祭」など町全体のイベントの際には、町社協事業や福祉活動などの啓発を目的としたＰＲ活動の推進に努めます。また、「福祉映画会」を開催することで福祉精神の育成を図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　家庭や地域で、子どものころから福祉のこころを育みましょう。

○　福祉に関するイベントや講演会に参加しましょう。

○　福祉活動や福祉に関わる講座等に家庭で参加しましょう。

（２）住民助けあい活動の推進

【現状と課題】

今後、高齢化がますます進み、周りの支援を必要とする人が増加することが予測されます。本町においても、一人暮らしの高齢者などと地域とのつながりが希薄になっており、なかには近所づきあいを避ける人もみられます。しかし、アンケート調査をみると、近所付き合いが必要であると考える人が９割と高くなっていることや住民同士の助け合いに必要なこととして、声かけやあいさつ、見守り・安否確認と答える人が多いことからも、地域での支え合いの意識は醸成されてきていると考えられます。今後も地域住民が主体となった見守り体制づくりを継続して進めていくことが必要です。

地区懇談会からの意見

○　近所に住む者として独居の老人をどう支援するかが問題である。
○　自治会内の高齢化が進んでおり、役員を担う人少なくなっている。
○　共同性が希薄になりつつある。

【取り組みの方向】

地域での助けあい、支えあいを進めていくため、日ごろからの近所づきあいや地域活動の充実を図り、見守り体制の強化に努めます。

①地域住民間での地域のニーズの把握と共有

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
地域住民間での地域のニーズの把握と共有	一般町民や当事者、サービス利用者等の多様な生活課題を正しく把握するとともに、地域住民の助けあい活動への参加促進、町の窓口やホームページなどによる意見聴取を目的として地区懇談会の開催など広聴活動の充実を図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　日ごろからあいさつや声かけを行い、近所づきあいを行いましょう。
○　自治会の行事に参加しましょう。
○　自治会等では、地域で集まれる機会を積極的に行いましょう。
○　地域活動に積極的に参加しましょう。

②地域での助けあい活動の推進

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
見守り・緊急対応の仕組みづくりの推進	地域住民の関心も高い、子どもや高齢者など支援を要する人の見守りや、災害時のような緊急対応の仕組みづくりなど、喫緊の課題対策に重点的に取り組みます。	健康福祉課 防災安全室 社会福祉協議会
	地域における見守り・緊急対応の仕組みを整備しつつ、主体者となる地域住民の活動を支援します。	健康福祉課 教育課 社会福祉協議会
	民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者等の見守り台帳と防災マップの作成を支援します。	健康福祉課 社会福祉協議会
小地域における 助けあい活動の推進	近隣住民同士が、高齢者や障がい者、子育て家庭等がかかえる生活上の課題を地域の福祉課題として認識・共有し、自治会組織内、あるいは民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉協力員等と連携して、見守り活動等の生活上のさまざまな支援活動を展開する小地域活動を推進します。	健康福祉課 社会福祉協議会
	日常的に行われている高齢者や障がいのある方、あるいは子育て家庭等への近隣住民による私的な支援活動を尊重しつつ、住民一人ひとりがこうした活動に参加することができるよう、地域住民の一体感を高め、また、地域の活性化につながるよう組織的かつ継続的に展開できるよう支援します。	健康福祉課 社会福祉協議会
	地区懇談会を実施することで、各地域における助けあい活動のあり方や取り組み方について、地域住民とともに検討します。	健康福祉課 社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　日ごろからあいさつや声かけを行い、近所づきあいを行いましょう。
○　自治会の行事に参加しましょう。
○　自治会等では、地域で集まれる機会を積極的に行いましょう。
○　地域活動に積極的に参加しましょう。

③住民参加型事業の推進

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
住民主体による住民参加型事業の企画・運営への支援の推進	「地域活性化推進事業」「協働のまちづくり事業」「自主防災組織育成」など、住民参加型事業を推進します。これらの企画・運営等には、適宜、住民や当事者が参加、あるいは主体となって事業の企画・運営・実施に至るまで一貫して行えるように側面的に支援し、コミュニティ活動の活性化を図ります。	産業課 防災安全室
	そのほか、地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会場や公民館等の施設整備・充実を図るとともに、身近なコミュニティ施設の自主管理を促進します。	教育課 産業課
ふれあい型配食サービスの推進	月２回配食を行っていますが、安否確認や交流を図るという観点から、民生委員・児童委員などによる訪問活動などとの調整を図り、継続的にひとり暮らし高齢者宅等を訪問する体制を整えます。	社会福祉協議会
	配食を行うボランティア等の高齢化が進んでいるため、ボランティアの養成・確保に努めます。	社会福祉協議会
ふれあいいきいきサロンの推進	身近な地域で参加できる環境を整えます。	社会福祉協議会

施策	内容	担当
障がい者への支援の推進	地域の障がい者の方々を対象に、地域住民、ボランティアや福祉関係者等との交流を支援します。また、障がい者の身近な地域での相談役となる身体・知的障がい者相談員の活動を支援します。	健康福祉課 社会福祉協議会
	町内で手話通訳者や要約筆記者を確保し、コミュニケーション支援を必要とする障がい者のもとへ派遣することができるよう、県が実施する「手話通訳者養成研修事業」「奉仕員養成研修事業」を活用した手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会

.

【住民・地域の取り組み】

○　地区集会所や広場、コミュニティセンターを積極的に活用しましょう。

○　様々な人が交流できる機会を増やしましょう。

（３）当事者の組織化推進と活動の支援

【現状と課題】

参加者の高齢化により、老人クラブの存続が難しくなっている地区もみられます。地域の元気な高齢者を貴重な社会資源と捉え、老人クラブ等の団体の活動を啓発し、運営を支援していくことが必要です。

地区懇談会からの意見

- ○ 地元の老人クラブが解散したために話し合いの機会が減少している。
- ○ 自治会の枠を超えた地域コミュニティがない。
- ○ 一人で住んでいる高齢者の方とのコミュニケーションのとり方がむずかしい。
- ○ 各地区の集会所等を活用しながら、地域の交流ができるとよい。

①当事者組織化支援の推進

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
老人クラブ活動の活性化支援	「老人クラブ」の一層の啓発を行い、加入率の向上をめざします。	健康福祉課 社会福祉協議会
	自主的運営を尊重しつつ、元気で活発的な高齢者を一つの社会資源としてとらえ、自立的な活動の重要性を啓発し、地域にみられる福祉課題の解決に向けた取り組みを推進していきます。	社会福祉協議会
介護者のつどいの開催と介護者の会の組織化支援	高齢者や障がいのある方を介護される家族などを対象に、日常的な介護から開放されリフレッシュできることや当事者同士の情報や意見交換のできる場として、介護者のつどい（「家族介護者交流事業」「認知症家族交流事業」）を開催します。	健康福祉課 社会福祉協議会
ひとり暮らし高齢者のつどいの開催とひとり暮らし高齢者の組織化支援	ひとり暮らし高齢者を対象に交流会を行うことで、閉じこもり予防につなげています。事業の一層の啓発に努め、利用を促進します。	社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　地域活動に積極的に参加しましょう。
○　地域で一人暮らし高齢者など支援が必要な人を把握しましょう。
○　様々な人が交流できる機会を増やしましょう。

②当事者団体の活動支援

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
各種団体の活動支援	町老人クラブ連合会、町身体障がい者福祉協会、町母子寡婦福祉会、町赤十字奉仕団、町民生委員・児童委員協議会の事務局を置くなど、関係団体の活動を支援します。	社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　各種団体の取り組みを知り、参加・協力しましょう。
○　地区集会所や広場、コミュニティセンターを積極的に活用しましょう。
○　様々な人が交流できる機会を増やしましょう。
○　地域教育推進事業や交流の機会等にボランティアとして参加しましょう。

２　利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

（１）相談・情報提供体制の確立

【現状と課題】

近年、高齢者や障がいのある人に関わる法律や制度が大きく変わる中で、福祉サービスに係る情報提供は特に重要となっています。町内には地区の出張所、子育て支援センターや地域包括支援センターなどの地域の相談機関が備わっていますが、アンケート調査では困り事の相談相手として相談窓口をあげる人は少なくなっており、相談機関として町民に周知が行き届いてないことがうかがえます。また、福祉サービスに関する情報は、若い世代ほど受け取っていない割合が高くなっています。

高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭等、支援を必要とする人に適切に情報が周知できる体制づくりとともに相談内容に応じて円滑に支援機関につながる仕組みづくりが必要です。

地区懇談会からの意見

- ○　町や社協が実施する、福祉サービスや地域活動について、広報やＣＣネットを活用して、ＰＲしてほしい。
- ○　利用できるサービスの内容と量をわかりやすくしてほしい。
- ○　何を見たらサービスが分かるか分からない。
- ○　地域に福祉の相談窓口（機会）があるとよい。
- ○　自宅で介護等をしている介護者への支援、相談相手が必要。

【取り組みの方向】

支援を必要とする人に適切に情報が届くよう、様々な媒体を活用し情報提供を行います。

相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携により相談支援体制の強化を図ります。

①相談体制の確立

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
総合相談の体制づくりの推進	寄せられた相談に応じて、必要な情報の提供や福祉サービスの適切な利用につなげていきます。また、気軽に利用される窓口をめざし、コーディネート機能の一層の強化に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会
	町内には、子育て支援センター、地域包括支援センターや５か所の出張所などの相談機関をはじめ、民生委員・児童委員や福祉協力員、福祉推進員が配置されるなど、さまざまな相談支援体制があります。さまざまな分野や領域に及ぶ相談事例に対応することができるよう、町と町社協が協働して相談体制のネットワークづくりを進め、相談支援体制を強化します。	健康福祉課 社会福祉協議会
専門分野における相談の体制づくりの推進	相談内容は年々複雑化している一方で、各機関や各課の所管業務は専門分化してきています。このような状況においては、１つの窓口ですべての相談に対応することは困難となっています。さまざまな家庭が抱える生活課題等に速やかに対応することができるよう関係相談機関などとのネットワークづくりを進め、連携体制を構築していきます。	健康福祉課 社会福祉協議会
	専門性を要する相談のため、早急に解決等に結びつかなくとも、親切、丁寧に最後まで対応し、必要な情報の提供や福祉サービスの適切な利用につなげていきます。また、気軽に利用される窓口をめざします。	健康福祉課 社会福祉協議会

施策	内容	担当
専門分野における相談の体制づくりの推進	「無料法律相談」は年６回開催し、毎年 40 名程度の利用があります。開催日等の周知を行い、継続して実施します。	社会福祉協議会
	そのほか、「介護者教室」などさまざまな教室や講演会など、地域住民が参加する機会において相談を受け付け、必要に応じて専門的な相談窓口の利用につなげていきます。	社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　困ったら、まず相談しましょう。

○　自分の地域の民生委員・児童委員を確認しましょう。

○　身近に困っている人がいたら、積極的に声をかけましょう。

○　社会福祉協議会では、町等と連携し相談支援体制を強化します。

②情報提供体制の確立

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
広報紙・ホームページ・ＣＣネットを活用した情報提供体制づくりの推進	町広報紙「広報 やおつ」を発行（年 10 回）し、町民に町の情報を提供します。福祉の現状や介護保険制度など、福祉・保健・医療の情報を定期的に提供します。	健康福祉課 総務課
	広報紙のほか、お知らせ版や各種チラシなど紙媒体による情報提供とホームページやＣＣネットを利用し、福祉・保健・医療の情報を定期的に提供します。	健康福祉課 総務課
	情報通信技術を活用した「チャットメール」の普及と利用促進を図ります。	健康福祉課 総務課

施策	内容	担当
広報紙・ホームページ・ＣＣネットを活用した情報提供体制づくりの推進	防災無線のデジタル化に向けた整備を進めるとともに、ホームページや広報紙を活用した情報提供体制の確立を図ります。	防災安全室 総務課
	これら住民の暮らしに、より密着した情報提供サービスの充実を図り、適切な福祉サービスの利用など、住民生活の質的向上と地域社会の活性化につなげていきます。	健康福祉課
	広報紙「やおつ福祉だより」の発行（年４回）やＣＣネットを活用し、必要な福祉の情報などを繰り返し、提供していきます。	社会福祉協議会
	福祉図書やビデオなどの貸し出しを実施しているほか、福祉関係のみならず、子育て関係図書、資料、ビデオ等の情報コーナーを設け、一般町民への閲覧と貸し出し等を実施し、情報提供を図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　自ら情報を取得するようにしましょう。

○　情報を取得するために、いろいろな手段を活用しましょう。

（２）権利擁護体制の推進

【現状と課題】

「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されており、虐待防止や権利擁護に対する支援体制を強化していくことが大切です。

【取り組みの方向】

一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策や権利擁護の充実を図ります。

①権利擁護の仕組みづくりの推進

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
医師や地域の役職者を通じた情報提供の推進	認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が不十分な方たちが、悪質な事業者等によって、不利な契約を結ぶことがないよう、個人の尊厳と利用者の利益を確保するとともに、被害を未然に防ぐための情報等を提供していきます。	健康福祉課 社会福祉協議会
	地域包括支援センターを中心に、成年後見制度や任意後見制度等の権利擁護に関する制度の啓発を推進します。	健康福祉課 社会福祉協議会
	成年後見制度の利用支援として、初期相談対応や利用の際の費用助成を実施します。	健康福祉課 社会福祉協議会
	身寄りのない高齢者などに対して法人後見として就任できる支援のあり方を検討します。	健康福祉課 社会福祉協議会
	岐阜県社協、美濃加茂市社協等と連携して、認知症高齢者や知的障がい者などで判断能力が不十分な方に、福祉サービスの情報提供、利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用支援と、それに付随した金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の周知を図り、利用の促進に努めます。	社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　困ったら、まず相談しましょう。 ○　社会福祉協議会では、町等と連携し相談支援体制を強化します。

②虐待防止の仕組みづくりの推進

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
医師や地域の役職者を通じた情報提供の推進	要保護児童ＤＶ防止対策地域連絡協議会を設置し、虐待防止を図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会
	また、高齢者への虐待の対応としては、早期発見と地域包括支援センターに情報が伝わる体制づくりを進めるとともに、虐待に適切に対応できる体制づくりを関係機関と連携して進めます。	健康福祉課 社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　困ったら、まず相談しましょう。 ○　虐待の可能性がある家庭を発見した場合は町や民生委員・児童委員に通報しましょう。

（３）福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

本町では一人暮らし高齢者世帯、高齢夫婦世帯が増加し、支援を必要とする人が多くなってきています。引き続き、地域で自立した生活が送れるよう、必要な人に必要なサービスを提供していくことが求められます。また必要に応じてサービスの見直しを行い、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにしていくことが大切です。

さらに、より良いサービス提供を行うために、研修等を通じて、職員の資質の向上を図り、サービス提供の充実に努める必要があります。

地区懇談会からの意見

○　町や社協が実施する、福祉サービスや地域活動について、広報やＣＣネットを活用して、ＰＲしてほしい。
○　利用できるサービスの内容と量をわかりやすくしてほしい
○　何を見たらサービスが分かるか分からない。

【取り組みの方向】

支援を必要する人が、適切に福祉サービスを受けられるよう、内容の見直し等を行うとともに、サービスの質の向上に努めます。

①行政・事業者の情報・意見交換の仕組みづくりの促進

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
福祉サービス事業所の連絡会設置等への支援	町内の福祉サービス提供事業所の１つとして、町やそのほかの福祉サービス提供事業者との連絡会に参加し、情報交換や困難事例研究に努めます。	社会福祉協議会
福祉サービス事業所の評価促進と評価結果の公開	岐阜県社協で取り組んでいる第三者評価制度について、町内の福祉サービス事業所への導入を支援します。	社会福祉協議会
	岐阜県社協と連携して町内の福祉サービス事業所の評価結果等の公開に努めます。	社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　自分にあった福祉サービスを適切に活用しながら、いきいきとした日々を暮らしましょう。

○　福祉サービスに関する情報を確認しましょう。

○　福祉サービス利用者のニーズについて、サービス事業所や町等への連絡をしましょう。

○　社会福祉協議会では、住民が福祉サービスを利用しやすいよう、必要な情報の提供に努めます。

○　社会福祉協議会では、様々な福祉ニーズに対応するため、行政および関係機関、福祉団体等との連携に努めます。

②地域に開かれた福祉サービス事業所づくりの促進

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
地域に開かれた福祉サービス事業所づくりの促進	福祉サービス事業所のもつ高い専門性を地域の資源として活用できるよう、地域、福祉サービス事業所との協議の場を設け、福祉サービス事業所の専門性の活用方法をともに検討します。	健康福祉課

【住民・地域の取り組み】

○　自分にあった福祉サービスを適切に活用しながら、いきいきとした日々を暮らしましょう。

○　福祉サービスに関する情報を確認しましょう。

○　福祉サービス利用者のニーズについて、サービス事業所や町等への連絡をしましょう。

○　社会福祉協議会では、住民が福祉サービスを利用しやすいよう、必要な情報の提供に努めます。

○　社会福祉協議会では、様々な福祉ニーズに対応するため、行政および関係機関、福祉団体等との連携に努めます。

３　地域福祉推進のための体制づくり

（１）地域福祉推進のための人づくり

【現状と課題】

地域福祉推進には地域で福祉活動をけん引する担い手が必要です。地域では民生委員・児童委員の負担の増加、自治体や老人クラブの高齢化のため、若い世代の育成に向けた福祉の意識の醸成と活動参加を促進する情報提供などについて検討が必要です。

また、本町では社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、ボランティア・ＮＰＯ団体にさまざまな支援が実施されています。一方アンケート調査から町民のボランティアへの参加状況をみると、参加したことがない人が 6 割と高く、中でも、30 代で高くなっており、働く世代、子育て世代においてボランティアへの参加意識の低下がうかがえます。ボランティアに参加していない理由をみると、仕事等で時間がない、参加するきっかけがないことが大きな理由として挙げられる中、30 歳代など若い世代では、活動団体について知らないことや 60 歳代では地域で活動できる場がないなど年代によって違いが見られます。加えて 20 代のボランティア参加状況をみると、過去にしたことがあるがもっとも高く、活動が継続できていないことが問題と考えられます。このようなことから、各世代に向けた適切な情報提供と多様な活動メニューの提供、そしてそれらを支援が必要な方へ確実に結びつけるボランティアコーディネート機能のさらなる充実が必要となっています。

地区懇談会からの意見

- ○　ボランティアの老人の方に管理をお願いした児童館があると良い。
- ○　もっとＮＰＯやボランティアの活用と導入をしてほしい。
- ○　個人・地域で求められているリーダーを育てることが必要だと思う。
- ○　今後、民生委員さんの仕事が増えてくる。その大変さに町がどのように対応するか示してほしい。

【取り組みの方向】

各種講座等を通じて、地域福祉の担い手を育成していきます。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行います。

①地域福祉を担う人材の育成支援

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
民生委員・児童委員の養成と研修強化	民生委員・児童委員は、地域に根ざした福祉活動の中心的存在です。県等とも連携して一層の資質の向上に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会
	民生委員・児童委員、福祉協力員や福祉推進員の方々は、小地域における福祉課題の発見、地域住民による助けあい活動のリーダーとしての役割が期待されます。まずは、連携体制を整備することで活動基盤の強化を図り、福祉活動の強化につなげます。	健康福祉課 社会福祉協議会
身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の養成と研修強化	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員は、町が委嘱しています。民生委員・児童委員らと連携して、地域の福祉課題の発見とその解決に向けた取り組みを推進するリーダーとして、その養成・研修に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会
福祉協力員、福祉推進員の養成と研修強化	福祉協力員、福祉推進員は、町社協が委嘱しています。民生委員・児童委員らと連携して、地域の福祉課題の発見とその解決に向けた取り組みを推進するリーダーとして、その養成・研修に努めます。	社会福祉協議会
地域リーダーの育成	自治会や老人クラブ、ＰＴＡ、子ども会など、地域の活動組織を支援するとともに、そのリーダーの養成に努めます。	健康福祉課 総務課 教育課 社会福祉協議会
団塊世代の地域活動への参加の促進	定年退職を迎えた団塊世代の中の、第２の人生（セカンドステージ）を地域に戻り生きがいを持ちながら有意義に送りたい、また長年培った技術や経験を地域の中で社会貢献等に活かしたいなどと考えている方を対象に、生きがいを持ちながら地域で活動していただくための支援を実施します。	健康福祉課

青少年育成を通じた早期からの地域活動への参加の促進	公民館活動、地域活動やボランティア活動等への参画機会の充実を図り、青少年の地域社会への参加を促進します。	教育課
	各学校単位で独自に進められている福祉協力校事業を町全体でのまちづくりに発展させていくために、連絡協議会の開催や県立八百津高等学校との連携型中高一貫教育を推進します。	教育課
	各学校等の取り組みについての情報交換や共通のプログラムを開発するなど、各学校の独自性を踏まえつつ一体となって推進し、地域社会との連携を進めていきます。	教育課

②ボランティアに取り組む人の育成支援の推進

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
ボランティアに取り組む人の育成支援の推進	広報紙や講演会等で各種ボランティア団体の活動状況、要支援団体等の情報提供に努めるとともに、ボランティアの募集や、ボランティア参加のきっかけづくりなどの啓発活動に取り組みます。	社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　ボランティア講座などに積極的に参加しましょう。

○　ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

○　社会福祉協議会では、ボランティア活動に関する情報を集約するとともに、支援を必要とする人とボランティアとのコーディネートを行うなどボランティアセンターの強化を図ります。

③ボランティア活動への支援の推進

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
ボランティア活動への支援の推進	ボランティア保険の周知と活用促進を図り、ボランティア保険料の助成や活動機材等を貸し出すなど、ボランティア活動を支援します。	社会福祉協議会
	ボランティア連絡会を開催し、各ボランティア団体の連携や情報交換などを行うことや、ボランティア団体に対し、活動時間を考慮した活動メニューの提案や活動情報を提供するなど、ボランティア参加者が無理なく継続して活動に取り組むことができる方法等について提案していきます。	社会福祉協議会
ボランティアコーディネート機能の強化	「ボランティアセンター」にボランティアコーディネーターを配置し、各種ボランティア団体の活動状況、要支援団体等の情報把握・発信に努め、活動希望者や要支援者からの相談対応や、活動希望者と要支援者を結び付けるコーディネート機能の強化に努めます。	社会福祉協議会
	活動団体の運営支援、買い物・通院・散歩などの外出支援、家屋の簡単な修繕など地域で求められている支援・活動等を適切に把握し、これらさまざまなニーズに対応するために、目的別ボランティアの養成に努めます。	社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　ボランティア講座などに積極的に参加しましょう。

○　社会福祉協議会では、ボランティア活動に関する情報を集約するとともに、支援を必要とする人とボランティアとのコーディネートを行うなどボランティアセンターの強化を図ります。

④ＮＰＯ法人設立に向けた支援や運営支援の推進

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
ＮＰＯ法人設立に向けた支援や運営支援の推進	ＮＰＯ法人格取得に向けた相談窓口を設置し、ＮＰＯ法人設立に向けた支援を行います。	産業課
	町内２つのＮＰＯ法人の活動は、高齢者支援の分野において重要な役割を果たしています。連携や協議の場を設け、協働体制を整備します。	健康福祉課 産業課 社会福祉協議会
	「ボランティアセンター」を通じて、ＮＰＯ活動の紹介や情報の提供、人材育成、相談や活動支援などを実施します。	社会福祉協議会

（２）八百津町社会福祉協議会の強化・発展

【現状と課題】

社会福祉協議会では、地域で誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現をめざし、さまざまな地域福祉活動を展開し、地域の先頭で地域の福祉課題に取り組んでいますが、時代の変化とともに住民の福祉ニーズが多様化、複合化し社協のみの活動で地域福祉活動を推進していくことは困難になっています。そのため、町や地域で活動する団体、住民との連携をさらに強化していく必要があります。

地区懇談会からの意見

○　社協の役割を知らない。
○　社協の窓口としての役割をさらにピーアールしてほしい。
○　社協後援の「いきいきサロン」を充実してほしい。

【取り組みの方向】

多様化、複雑化する福祉サービスに対応するためには新しい福祉サービスの開発・実施が必要です。

①町社協の認知度向上

【社協の取り組み】

施策	内容	担当
町社協の認知度向上	「社会福祉大会」や「福祉映画会」など、町民の参加できる行事を開催し、認知度向上につなげます。	社会福祉協議会

施策	内容	担当
町社協の認知度向上	職員の見識を広めることや、専門性を高めるために、町との人事交流のほか、町社協事業や福祉教育などを実施する際には積極的に地域住民との交流を図り、より町民に寄り添った団体としてＰＲしていき、町社協の認知度向上につなげます。また、地域福祉の推進を担う中核機関としての役割を果たしていきます。	社会福祉協議会
	広く町民に町社協の活動などを周知するため、広報紙「やおつ福祉だより」を発行し、認知度向上につなげます。若年層や福祉への関心が低い人にもアピールできるような紙面づくりを検討します。	社会福祉協議会
	経営理念や事業方針、活動等の情報をわかりやすく、繰り返し提供することで、認知度向上に努めます。	社会福祉協議会

②社会的弱者への支援

【社協の取り組み】

施策	内容	担当
社会的弱者への支援	他機関からの借り入れが困難な低所得世帯等に対し、世帯の経済的自立を目的として民生委員・児童委員と連携しながら県社協による生活福祉資金の貸付けと必要な援助・指導を行います。	社会福祉協議会
	他の援助を受けるまでの間、一時的に生活費等を必要とする方に対して生活一時資金を貸し付けます。	社会福祉協議会
	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等をおこなう日常生活自立支援事業を関係機関と連携を取りながら行います。	社会福祉協議会

③自主財源の確保

【社協の取り組み】

施策	内容	担当
自主財源の確保	より質が高く、利用者の満足度の高いサービスを効率的に提供できる事業者として、介護保険事業などの事業者指定を受け、自主財源を確保します。	社会福祉協議会
	町事業の委託を積極的に受け、適切な事業財源の確保に努めます。	社会福祉協議会
	町民が八百津町社会福祉協議会の会員であることを広く周知するともに、町民や企業など賛助会員から会費を募集します。	社会福祉協議会
	「赤い羽根共同募金」活動の意義や使命などのＰＲに努め、一般町民をはじめ、法人や職域・団体などの募金の拡大を図り、積極的に募金活動を推進し、自主財源の確保に努めます。	社会福祉協議会

④町社協組織の基盤強化

【社協の取り組み】

施策	内容	担当
町社協組織の基盤強化	広い見識と高い経営能力、地域福祉推進の強い意思のある役員による理事会、評議員会を開催することで、町社協事業の方針を年度ごとに検討します。	社会福祉協議会
	毎年度の事業方針に従い、事務局を設置し、事業執行体制を整備します。また、事務の効率化を図り、人員配置を明確にするなど、組織強化を図ります。	社会福祉協議会
	各種研修や他市町村社協との連絡協議会、勉強会や講演会に積極的に参加し、職員の専門性など資質向上に努めます。また、専門資格の取得など自己啓発に努めます。	社会福祉協議会
	町委託事業への取り組みにあたり、すべての町民に良質なサービスを提供する安心できる事業者として認識され、また、サービス利用者にとっては、満足の得られるサービスを提供してくれる事業者として信頼されるよう、職員一人ひとりの専門性や資質向上に努めます。	社会福祉協議会
	町内機関との連携にとどまらず、広域的に取り組む事業等に対応するためにも、加茂郡内や美濃加茂市等の近隣市町村社協間の連携・協働に努めます。	社会福祉協議会

4　地域で安心して暮らせるまちづくり

（1）外出・移動支援の充実

【現状と課題】

アンケート調査、地区懇談会の意見からは買い物、通院など移動に関する支援を求める声や将来の外出が困難になることを不安に挙げる人が多くなっています。

移動や買い物、通院の支援など、住民のニーズに適応する福祉サービスの充実とともに、公的な支援ではカバーしきれない部分を、地域での助け合い活動で補完する支援体制づくりが必要となっています。

地区懇談会からの意見

○　公共交通機関の不足、バスが少なく不便である。
○　病院が遠く、いざというとき不安である。
○　地域住民が高齢になり自分で運転が出来ない人が増えている。
○　買物に行きたいときにちょうどよいバスがない。

【取り組みの方向】

高齢者の増加等、外出や移動が困難な人が増えることが予測されるため、外出支援を行います。

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
公共交通機関の確保	コミュニティバスの路線・運行時間帯の見直し	産業課
新たな移動手段の確立	社会資源やボランティア等の活用を視野に入れた新たな移動手段の確保に努めます	健康福祉課 社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　運転ボランティアなど、空き時間を活用したボランティアに取り組みましょう。
○　障がい者等用駐車スペースを正しく利用しましょう。

（２）災害時や緊急時の支援体制の充実

【現状と課題】

地域住民の防災意識や自分たちで地域を守る意識が高まっていることから、今後は、防災訓練など、地域での防災・防犯活動を周知し、災害発生時の情報伝達、連携の方法を確立することが求められます。また、地域の要援護者の把握を進めるとともに災害発生時に最初の安否確認や避難支援を誰が行うのか明確にすることが必要です。また、地域の災害ボランティア活動の周知を図るとともに、災害ボランティアの育成や基盤整備など、災害支援体制の充実が重要となります。

地区懇談会からの意見

○　いざという時の各自の行動内容を確認したり、家具の転倒防止を行うなど、まずは、各家庭の防災意識を高めることが重要である。
○　避難場所が遠く避難できるか不安、避難場所を特定してほしい。
○　老老介護の時代に入ってきているため災害時の連絡、連携の在り方を検討することが必要である。

【取り組みの方向】

災害時や緊急時においては、地域の支えあいが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での防災体制の強化を図ります。また、災害時要援護者支援者台帳のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
防災体制づくりの推進	防災拠点の耐震補強工事の実施、地震防災マップの全戸配布など、大規模地震に対する防災体制の整備や消防施設の充実を図ります。	防災安全室
	住民の防災意識向上のため、自主防災組織の活動を推進し、地域住民相互による迅速な救援活動を行うことができるよう小地域ごとの救援体制の確立を支援します。	防災安全室 社会福祉協議会

.

施策	内容	担当
防災体制づくりの推進	災害ボランティアの育成と自主防災組織活動を支援します。	防災安全室 社会福祉協議会
災害時ボランティアに取り組む人の育成・活動支援の推進	「災害ボランティアコーディネーター養成講座」を開講し、災害時におけるボランティアのコーディネーターを育成します。	社会福祉協議会
	講座を開講する際には周知に努め、より多くの方に参加していただき、自主防災組織の強化につなげます。	社会福祉協議会
	町内各地区の自治会等と連携し、災害ボランティアの組織づくりを支援します。	社会福祉協議会
	「災害ボランティア研修会」や講演会を開催し、災害時におけるボランティアの必要性や活動について広く周知していき、自主防災組織の強化につなげます。	社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　地域の防災訓練へ積極的に参加しましょう。

○　災害時要援護者、支援者台帳に要援護者、支援者として積極的に登録しましょう。

○　近所の人の顔が分かり合える地域づくりをしましょう。

（３）防犯活動の推進

【現状と課題】

近年、子どもや高齢者、障がいのある人を狙った悪質な訪問販売や振り込め詐欺などの犯罪が多発しています。

本町では、見守り活動や防犯パトロール等の防犯活動が地域で展開されており、引き続き、地域と連携した活動を行っていく必要があります。

地区懇談会からの意見

○　バイク等騒音が気になることがある。
○　独居の方へどこまで声をかけて良いか不安である。

【取り組みの方向】

高齢者や障がいのある人等が犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯活動を支援します。

【町・社協の取り組み】

施策	内容	担当
防犯体制づくりの推進	警察など関係機関と連携を図りながら、犯罪に関する情報とその防止についての情報を提供し、町民の防犯に対する意識の高揚を図り、犯罪被害の防止につなげます。	防災安全室
	各種講座や講演会、町のイベントを利用して、防犯に関する情報を提供していくことで、町民の防犯に対する意識の高揚を図り、犯罪被害の防止に努めます。	産業課 防災安全室
	見守り活動、防犯パトロール等、地域住民や関係団体の協力を得ながら、地域の防犯活動を実施しています。	防災安全室 社会福祉協議会

【住民・地域の取り組み】

○　日ごろから防犯意識を高めましょう。
○　向こう三軒両隣のつきあいを大切にしましょう。
○　ウォーキングをする際は、パトロールを兼ねて散策しましょう。

第５章　重点取り組み

１　相談窓口の一元化

アンケート調査結果や地区懇談会から、福祉サービスついてわからないことがあったとき、どこに相談すればよいかわからないなど、福祉の相談先について多くの意見がありました。一方、社会福祉協議会では、福祉に関する総合的な相談窓口を設置し、福祉に関する相談について相談者を的確に支援者・関係機関につなぐコーディネートの役割を担っています。この相談窓口について地域住民に周知がはかれていない現状がうかがえます。今後はこの相談窓口を福祉に関するなんでも相談窓口として一元化を図り、住民へ広く周知し、困り事があったとき、誰でも、すぐに、気軽に相談できる窓口として周知・啓発を推進します。同時に、相談内容に応じて、柔軟で適切な対応ができるよう、研修会等への参加促進や事例研究会等の機会を充実し、相談員等の能力向上に努めます。

相談窓口のイメージ

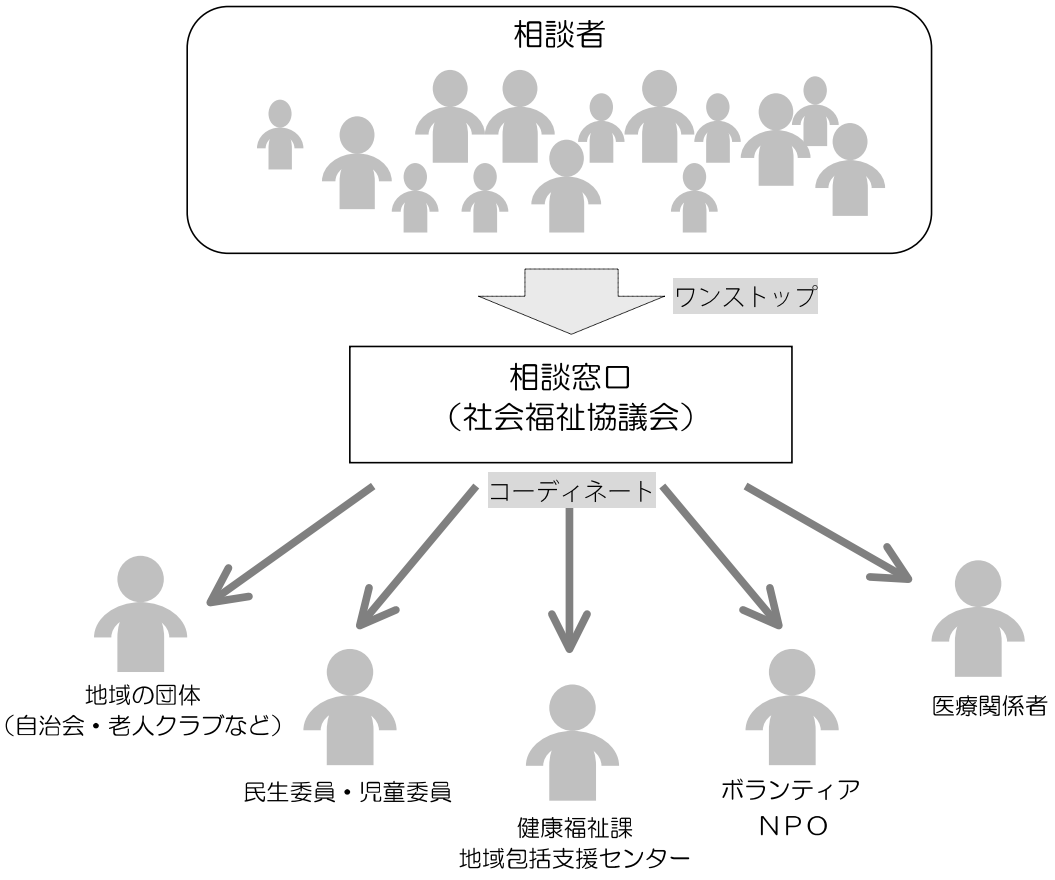

2　移動支援の充実

少子高齢化や過疎化の進行により、利用者の減少による食料や日用品を扱う商店、公共交通機関の減少、家族や地域との関係性の希薄化による支援者の不足のため買物支援、通院支援を中心とした移動支援の充実が喫緊の課題となっています。

現在はＮＰＯ団体による福祉有償運送が実施されていますが、介護認定を受けていない人はサービスを利用できないなど、制度の狭間にいる人への支援体制を構築することが求められます。

どの地区で暮らす町民も、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、交通弱者、買い物弱者の生活を支える地域内の助け合いを積極的に支援すると同時に、地域と町・社会福祉協議会・ＮＰＯ団体等が連携し、ボランティア等社会資源の活用も視野に入れた移動支援対策について検討していきます。

第６章　計画の推進

１　計画の普及・啓発

地域福祉は、行政、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わる全てのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。

このため、地域住民をはじめ、関係団体等に本計画の周知を図り、地域における主体的な活動を推進します。

また、広報やおつやホームページ、各種イベント等を通じて、本計画の普及・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

参考資料

1　計画策定の経緯

日　　程	内　　容
平成 25 年　7 月	町民アンケート調査の実施 ・20 歳以上の町民 1,000 名を対象
8 月	地区懇談会の実施 〇伊岐津志地区 〇久田見地区 〇福地地区 〇潮南地区
9 月	〇和知地区 〇八百津地区
11 月	八百津町保健福祉推進協議会 ・地域福祉（活動）計画素案について
12 月	パブリックコメントの実施
平成 26 年　2 月	八百津町保健福祉推進協議会 ・地域福祉（活動）計画最終案について ・計画書概要版について

２　八百津町保健福祉推進協議会設置要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、町民の一人ひとりが尊厳をもって、その人らしい自立した安心のある生活を家庭や地域のなかで送れるよう、町民一人ひとりの理解と参加を得て、公私が協働して福祉のまち「やおつ」の実現を目的として「八百津町保健福祉推進協議会」（以下「推進協議会」という）を設置する。

（業　務）

第２条　推進協議会は、次に掲げる事項を協議する。

（１）　地域福祉計画策定

（２）　老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定

（３）　障がい者計画策定

（４）　次世代育成支援行動計画

（５）　子ども・子育て支援事業計画策定

（６）　計画進行の評価及び建議

（７）　保健・医療・介護・福祉・教育関係機関との情報の交換

（８）　健康づくり事業に関する調査、研究、啓発

（９）　その他推進協議会の目的達成に必要な事項

（組織及び構成）

第３条　推進協議会委員は、委員２０名以内で組織し、次に掲げる中から選び構成する。

（１）　社会福祉関係団体の代表

（２）　医師会等保健医療関係団体の代表

（３）　地域住民の代表

（４）　福祉施設の代表

（５）　教育関係の代表

（６）　学識経験者

２　委員は町長が委嘱する。

３　推進協議会に会長・副会長を置き、委員の内から互選する。

（１）　会長は、会を代表し、会務を統括する。

（２）　会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会　議）

第５条　協議会の会議は、必要に応じて随時会長が招集する。

２　協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決する。

（専門部会）
第６条　推進協議会に、次の部会を置き、専門分野における意見を求めることができる。
（１）　地域福祉計画策定部会
（２）　老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定部会
（３）　障がい者計画策定部会
（４）　次世代育成支援行動計画部会
（５）　子ども・子育て支援事業計画策定部会
２　構成員は会長が任命し、部会長及び副部会長は、会長が推進協議会委員の中から選任し任命する。
３　各部会は、第２条に掲げる協議事項の中で専門分野における意見を集約し、推進協議会に報告するもとする。

（事 務 局）
第７条　推進協議会の事務を処理するため、事務局を健康福祉課に置く、また事務の効率化を図るため別途担当所管課による作業員を構成する。

附　　則
この要綱は平成１０年６月８日から施行する。

附　　則（平成１４年７月１５日訓令甲第６号の３）
この要綱は平成１４年７月１６日から施行する。

附　　則（平成１７年１１月２８日訓令甲第２７号の２）
この要綱は平成１７年１２月　１日から施行する。

附　　則（平成１８年３月２７日訓令甲第４号の２）
この要綱は平成１８年　４月　１日から施行する。

附　　則（平成２５年４月１日訓令甲第１８号）
この要綱は、交付の日から施行する。

３　八百津町保健福祉推進協議会名簿

	氏　　名	所属団体名	役　職
１	土屋　尚躬	民生児童委員協議会	会長
２	石井　真奈美	民生児童委員協議会	主任児童委員
３	伊佐治　慶洋	医師会	(医)大治会理事長
４	古瀬　裕平	歯科医師会	古瀬歯科院長
５	石井　徳和	国保運営協議会	会長
６	和田　義昭	住民代表	社会福祉協議会副会長
７	柘植　伴美	社会福祉協議会	会長
８	纐纈　秀行	特別養護老人ホーム(敬和園)	園長
９	永田　義人	身体障害者福祉協会	会長
	各務　宏昌	学識経験者	八百津町元助役
	山田　光代	薬剤師会	好生堂薬局薬剤師
	遠藤　公美	町老人クラブ連合会	会長
	桝井　なえ子	食生活改善推進協議会	会長
	堀部　義郎	八百津町教育委員会	教育長

第３期八百津町地域福祉（活動）計画

発行日：平成２６年３月
発　行：八百津町
編　集：八百津町　八百津町社会福祉協議会
〒505-0392
岐阜県加茂郡八百津町八百津３９０３番地２
電話：0574-43-2111